

石川香山 『陸宣公全集積義』 と尾張藩天明改革の時代

—— 十八世紀後半における江戸期日本と清朝の政治文化（上） ——

田中 秀樹

はじめに

本論は、石川香山の『陸宣公全集積義』二十四卷（以下、これを『積義』と略す）、及びその増補改訂版『陸宣公全集註』（以下、これを『全集註』と略す）という書物が著された背景を、十八世紀後半における尾張藩の政治的状況や政治思想的様相の中から見出すことを目的とする。石川香山（元文元く文化七年、一七三六く一八一〇年）とは、細井平洲、岡田新川に継いで藩校明倫堂の督学に就任した尾張藩儒として知られ、学派は闇齋派朱子学に属す。『積義』とは、彼がまだ藩儒に召し抱えられる前の安永三年（一七七四）に上梓した、中国唐代の宰相

陸贄の奏議集『陸宣公全集』⁽¹⁾の注釈書である⁽²⁾。陸贄（七五四く八〇五）は、唐朝危難の時に際し、宰相として国政を立て直し、暗愚な皇帝徳宗に対して諫言を憚らなかつたため、太宗朝における魏徴とともに唐代の忠臣・名臣の代表としてならび称されている。この名臣のモデルとしての陸贄を学ぶため、宋代以降、中国のみならず朝鮮半島や日本においても、彼の奏議集が読み継がれてきた。筆者は、この『陸宣公全集』という書物が、各地域・各時代においてどのような政治的環境の下に受容され、読まれてきたのか、そして人々はそのから何を学びとうとしたのか、を明らかにすることで、各時代における政治思想の特質を論じようと考えている。

前稿でもすでに述べたように⁽³⁾、まず注目したのが、十

八世紀後半に著された、清朝乾隆年間の張佩芳『唐陸宣公翰苑集注』二十四巻と、尾張藩の石川香山の『釈義』『全集註』である。張注と『全集註』は、民国時代に董士恩という人物によつてその重複部分を削除した上で編輯・合冊され、そして近年、このテキストを底本として点校本『陸贄集』が中国の中華書局より出版された⁽⁴⁾。

尾張藩の儒学史研究において、石川香山という人物が必ずしも注目されてきたとはいえないが、同様に張佩芳という人物についても、これまで全く研究がなされておらず、よく知られた人物であるとはいえない。張佩芳には『希音堂集』という文集が残されており、附録として孫の張穆による「先大父泗州府君事輯」がある。これによれば、張佩芳は雍正十年から乾隆五十八年（一七三二～一七九三）までの人なので、生国は異なるもののまず同時代人であつたといえる。そして、注釈の出版は、張佩芳が乾隆三十三年（一七六八）、三十七歳の時で、石川香山の『釈義』が安永三年（一七七四）、三十九歳の時で、増補改訂版が寛政二年（一七九〇）五十五歳の時である。香山は張佩芳に遅れること、わずか六年で『釈義』を出したことになる。その注釈内容の比較検討については、

ここで述べる余裕がないので省略するが、張佩芳が自序において、『新唐書』『旧唐書』『通典』『資治通鑑』によつて、その当時の歴史的状況を明らかにし、その「故事古語」については、他書を引用して「ただ事を釈して義を加えず」、『文選』李善注の例に倣う、というところからも⁽⁵⁾、基本的には石川香山の注釈態度と同じだといえる。両者とも合理的な解釈に力め、経史諸子の書を涉獵博搜した考証学的成果である⁽⁶⁾。もちろん、ここに香山が張注を密かに見ていたのではないかとの疑いが生じるが、筆者が両書を通覧したかぎり、そういう結論に達することはできなかつた。もし香山が張注を見ていたのなら、もう少し違った引用の仕方をするであろうと思われる箇所にとびとび出くわした。やはり、両者は偶然時を同じくして現れた「暗合」の書であつたと考えるべきである。内容の似通つた成果が、江戸期日本と清朝において、わずか六年という間隔で出版されたというのは、非常に興味深い事実である。

さて、江戸期の日本と清朝において、よく似た儒学研究が著されたことについては、いくつかの研究もあり、よく知られている。その代表が、日本の元禄享保期にお

ける伊藤仁齋（二六二七〜一七〇五）・荻生徂徠（一六六六〜一七二八）・伊藤東涯（一六七〇〜一七三六）らの古学と、清朝乾隆嘉慶期における戴震（一七二三〜一七七七）・段玉裁（一七三五〜一八一五）・王念孫（一七四四〜一八三二）らの考証学とが「その動機と方法に於いて、きわめて類似」している、という指摘である⁵³。それはもう少し時代の下った寛政から文化・文政期における日本考証学にも見られる。金谷治氏によれば、たとえば大田錦城（一七六五〜一八二五）が『九経談』（文化元年刊）で展開した『尚書』研究は、清朝考証学の方法と結論とが似ており、また清人の成果が大量に輸入されたことによつて、当時の江戸人も、清朝考証学との「暗合」には非常に気にしていたという。他にも「近世清人の盧見曾・畢沅・孫星衍・段玉裁・戴震・阮元等の諸家の言う所と暗合する者多し」（『先哲叢談続篇』）といわれた吉田篁墩（一七四五〜一七九八）、「暗合」はよくあることだといつた猪飼敬所⁵⁴、音韻・文字学では山梨稻川（一七七七〜一八二六）や松崎慊堂（一七七七〜一八四四）も清朝考証学者と類似の研究を残したことで知られている⁵⁵。このように、これまでの研究は江戸期日本と清朝におけ

る學術の「暗合」に、関心が向けられてきたようである。その意味では、十八世紀後半の清朝と日本を訪れた朝鮮知識人が、各々の地で「情の世界」を体験していたことを明らかにされた夫馬進氏の研究も、やはり日中における一種の「暗合」に注目された研究であるといえよう⁵⁶。

しかし、本論が論じようとするのは、石川注と張注という學術面の「暗合」の裏に、全く異なる政治的状況があつたことを明らかにするものである。具体的には、石川香山と張佩芳による両者の注釈書が、どのような政治的環境のもと世に問われたのかを、十八世紀後半の尾張藩と清朝乾隆年間という時代に即して考察する。それは同時に、『陸宣公全集』が元々持つ君臣論を中心とする政治思想が、それぞれの地でどのように扱われたのかを比較することでもある。これによつて日中の學術の表面的な同質性・類似性ではなく、むしろその背景にある政治文化の異質性をよりはつきりと際立たせることができるのではないかと考えている。そこで本論では、石川香山の注釈と尾張藩との関係を論じ、次稿では張佩芳のそれと清朝との関係を論じ、最後に十八世紀後半における日中の政治文化の差異について比較・検討することとした。

第一章 石川香山の君臣論と『陸宣公全集』

それでは、なぜ石川香山は『陸宣公全集』に注釈を付けて出版しようと考えたのだろうか。彼は『釈義』自序で次のようにいう。

余結髪して読書を知り、深く學術の陵遅たるを慨く。古人の朽つるを捨て不朽に因るを得て、之を事と言とに見わさんと欲するは、大道の用を開明せんとするを以てなり。すなわち、漢より唐に至り、反復之を求むれば、或ものは事を行う有るも、言を立つる無く、或ものは言を立つる有るも、事を行う無し。事と言と両つながら存する者は、ただ陸宣公のみ。……曰く「吾、上は天子に負かず、下は学ぶ所に負かず」と、これ所謂「大節に臨んで奪うべからず、君子人なり」（『論語』泰伯）なる者なり。天は斯文を亡ぼさんことを欲せず、公の集を貽し以て経芸の鼓吹と為すなり。而れども其の全集、吾土に未だ粹せず、故に之と同一膾炙し、与共に朽つるを捨て不朽に因るの道を学ばんと欲するなり……⁽¹⁾

「朽」とは、肉体（骨）をはじめとする世界に表出している物質、および古今の歴史にあらわれた様々な国・制度などの、総じていえば、栄枯盛衰する（汗隆）物質や現象をいう。「不朽」とは、「一」なるものであり、古の聖王が立てた「生民の道」⁽²⁾である。つまり、人間世界は時代とともに移り変わり、表面的な存在はやがて「朽」ち果て、変化するのであるが、その根底には不変「不朽」で「一」なる聖人の立てた「道」が貫いている。そのため、古人が「朽」を捨て、「道」なる「不朽」に因って、それを言葉と行動（言事）に表そうとしたのは、「大道の用」をこの現実世界に実現せんとしたからである。そこで、漢から唐までの時代で、この事実を認識し、言葉と行動とが二つながら備わっている者といえ、陸宣公しかいない。だが、『陸宣公全集』は吾が国において上梓されたことがないので、「大道の用」を実現するために、天が残した該書を出版し、「朽つるを捨て不朽に因るの道」を吾が学士たちと学ばんとするのである、というのが自序で述べられた香山の思いである。ここで香山は、『陸宣公全集』を「経芸の鼓吹」（寛政増補版自序では「聖經の

羽翼」という)と呼び、経書に準じる価値を与えている。⁽⁴³⁾ 要するに、香山の意図とは、陸贄を士たる者の理想とし、「上は天子に負かず、下は学ぶ所に負か」ざる人材の育成を期す、という点にあつたのであるが、もし我が国史上で同様の人物を探すとすれば、それは楠正成であるという。香山はのち、寛政版『全集註』一部を楠公の遺跡である医王山廣嚴寺に蔵している。⁽⁴⁴⁾ 香山は楠正成についても「智仁勇の三徳」を兼備した「百世人倫の師」と評しており⁽⁴⁵⁾、中国の陸贄と日本の楠正成を等しく「道」を理解した者と見なし、士たる者の理想像として提示しているのである。

では、香山は具体的に『陸宣公全集』のどのような内容に共鳴したのだろうか。ただ、前稿で詳論したように、石川香山の注釈は、第一に古語古言の出典を探し、その意味を明らかにし、第二に歴史的考証を行つており、その注釈だけを読んでも、そこから香山の政治思想や政治的意識を読み取ることは難しい。そこで、他の著作から読み取れる思想と、『陸宣公全集』が持つ政治思想との関係を探り、また周辺の人物の思想とも比較することで、当時における彼らの注釈の位置を明らかにすることとす

る。

この考察の対象として最も相応しいのが、『人主之職』という書物である。この書は、君主として心掛けること、戒めること、取り組むべきことを簡条書きにしたもので、おそらくその内容から藩主よりは世子教育のために書かれたのだと思われる。確かに、香山には、「人の上たらん身」の者は、「顔子のごとき」賢君を困窮させざる様にしたまふべき事肝要なる」ことを世子教育の場で説いた記事があることからも⁽⁴⁶⁾、このような機会にあわせて著したものであるかと思われるが、序跋もなく、詳細については不明である。蓬左文庫が唯一、自筆本を蔵するのみである⁽⁴⁷⁾。それでは、内容から特に香山が強調したと考えられる「民の父母」「人材の登用」「学校」「下情を尽くす」「納諫」に分けて、石川香山の君臣論を考察してみたい。

(一) 「民の父母」、「万民撫育ノ為」の君主

香山の『人主之職』は開巻第一に、「人主ハ第一人主ノ職ヲワキマヘ玉フヘキナリ」から始まる。では「人主ノ職」とは何か。「人主ノ職トハ、元来天ヨリ民ヲ生シ自治

玉フコト不能ユヘニ、人主ヲ建テ天ニ代リテ国土万民庶物ヲ治メ、各其所ヲ得セシム、是ヲ人主ノ職ト云。「各其所ヲ得セシム」とは、『易』（繫辭下）にある、「包犧氏没して、神農氏作る。……日中に市を為して、天下の民を致し、天下の貨を聚め、交易して退き、各其所を得るは、蓋し諸を噬嗑に取る」を踏まえているだろうから、つまり「人主ノ職」とは、天の代理として「国土万民庶物」を治め、万民各人に相応しい生活の位置を与え、満たされた生を享受させることに他ならない。そのため、「荀子二モ、天之生民非為君也。天立君以為民也」ト云へり。是全万民撫育ノ為ニ天ヨリ置玉フ君ニテ、天ヨリ民ヲ生シテ、君一人ニ奉スル為ニ非スト云心ニテ云ヘル詞ナリ」というように、君主とは、「全万民撫育」のために天が設置したのであって、君主のために万民がいるのではないという。これはかの有名な米沢藩第十代藩主、上杉治憲（鷹山、一七五一〜一八二二）が隠居に際し、治広に与えた「伝国の詞」の一条、「一、国家人民の為に立たる君にして、君の為に立たる国家人民には無之候⁽¹⁸⁾」と、その理念とすることは全く同じである。この「全万民撫育ノ為ニ天ヨリ置玉フ君」という認識を大前提として、

『人主之職』は議論を展開する。そのために、「万民ヲ安シ」る「安民」や、「人主ハ天ニ代テ万民撫育シ玉ヒ民ノ父母トナラセ玉ノ御身ナレバ、仁ヲ本トシ玉フベシ」というように、君主とは「民ノ父母」である、という理解に結びつく。

(二) 人材の登用

さて、君主が「民ノ父母」として万民を治めるために重要となるのが、有能な家臣を登用し、君主の統治の輔佐とすることである⁽¹⁹⁾。そのため、「人主ノ職ハ人ノ觀察ヲ以テ第一」とする。そして、天が万民庶物を統治させることを目的として生んだ「智慧材徳アル人」を挙用し、「大ナル知徳ノ者」、「小ナル知徳ノ者」を、それ相応の「大ナルコト」「小ナルコト」に任用すること、つまり「用ドコロニ当シコトニ、日夜御心ヲ尽」さなければならぬ。そのため、「人ノ目利ユキト、キタルヲ以テ明主」とし、「人ノ目利タカヘルヲモテ暗主」とする⁽²⁰⁾。

このように君主の職務として、「智慧材徳アル人」を抜擢するその観察眼が求められているわけであるが、実はそれだけ、君主の共同統治者、つまり「諸臣ハ皆君ノ天

職二代玉ヲヲタスクルモノ」として、「臣」「士」に対しても重大な責任を与えていることを意味する。「士」とは、そもそも「国土万民ヲ治ムルスシミチヲ学ヒワキマヘ」た者であり、「君ニ事ヘテ天ヨリ命シ玉ヘル一事ヲ行フ」ということから名付けられた存在であるという⁶¹⁾。そのため、要路に任用された者は特に重責を負うのであって、「君ノ耳目」に代わって配下の者を見出し挙用する職務を担う。それはまさに扇の要の如き存在であり、要路に人を得なければ、諸職全て乱れることとなる。また要路以外の諸役人が網の目のように張り巡らされ、一つ一つは些細な存在ではあるが、一目破れてしまえば、網にかかったものは皆洩れてしまうので、「諸職トモオロソカニ」することはできないのだという。

このように、如何に「ウズモレヤスキ賢材」を見出すのかを重視するため、以下の議論も、どのような人材が有用なのか、またはその反対で、如何なる人物を登用してはならないのかに向かう。その内容があまりすっきりとまとめられていないため、ここでそのすべてを紹介することはできないが、その一端を示せば、たとえば、「タ善ヲ好ミ、人ノ材徳ヲ己カ身ニ有ルコトク、喜ヘル人」

は、「君ノ子孫万民ヲ、安ク保ツ良臣」であり、逆に「人ノ己ニ勝ル材徳アルモノヲ見テハ、嫉妬テサマシヲ、ヘル」者は、「子孫ヲ亡シ、国ヲ覆ス者」である。他にも、「飾ツヤアル人」は頼りにならず、「正直アル人」は頼りになり、「厚重ニシテ知慧深キ人」は必ず事を成就し、「軽薄ニシテ知短キ人」は、必ず事を敗るとか、勝れた者は自分の材徳を頼んで、人を頼ることがないので、世間に埋もれることが多く、逆に劣悪なる者の方が、頼むべき材徳に欠ける分、君子権門にへつらい頼るので、用いられることが多い。そのため、人主は「上ヘ求ヌホドノ人」を挙用し、「上ヘツルヲツタヒ、モトムルモノ」は取つてはならないという。

なかでもとりわけ挙用すべき人物とは、「タ、何卒君ノ為、世ノ為ニ善事ヲ為ントヨギナク思フ心アル人」である。もちろん、その逆の「志ナキモノ」は「尤悪ムヘキモノ」である。聖人が「狂者」を「中行」の次に評価したのも、「狂者」には如何なる大事も共に為すことができず、「踏込テ、物ヲ為ント思ヘル」熱い志があるからである。そのため、香山は一步進めて、「其人一体心直シテ、志アル人ナラハ一事ヲ仕損タレハトテ、捨玉フベカラズ」

と、「君ノ為、世ノ為ニ善事ヲ為ント」する志のある人物なら少々の失敗も、君主として見逃してやることも重要であり、「二事ヲ仕アヤマリタリトテ、其人ヲ長捨玉フハ人ヲ用ユルコトヲアヤマリ玉フワケナリ」という。

このように、香山は君主の共同統治者として「知慧材徳アル人」の登用を要請するのであるが、その「臣」「士」の第一の要件として、「君ノ為、世ノ為ニ善事ヲ為ントヨギナク思フ心アル人」、つまり少々の足らぬところがあるうと、「狂者」の如き、「踏込テ、物ヲ為ント思ヘル」熱い志を持つ者であることを設定していることは、ここで強調しておきたい。

(二) 学校を建てること

「人主及人臣天二代レル職分ヲ行ヒ尽シ玉ヘルハ、古ノ聖主賢臣ナリ」というように、天から人主と人臣に与えられた職分を行い尽くした理想像とは「聖主賢臣」に他ならず、現今の藩主と藩士も、この「聖主賢臣」を手本として、そうなるべきことが要求される。では、「聖主賢臣」となるにはどうすればよいのか。それは「末代君臣ノ龜鑑ニ垂レ示」された「聖賢ノ道」を学ぶほかない。

「然レハ、凡天二代レル職分ヲ治玉フ君、天職ヲ行ニ志アル臣、一日モ聖賢ノ道ヲ忘放タセ玉フベカラズ」。そして、その道を学ぶための場として「学校」の設立が求められる⁽²⁾。具体的には藩校ということであるが、この学校によつて人材を養成することで、「済々タル多士出来テ、君ノ天職ヲ助ケ、凡庸ノモノハ、風俗厚クナリテ、悪ニ滔ルコト」を免れ、さらには「多ノ武士ニ坐食セシメ玉フモ武備ヲ練リテ、国ノ爪牙トナリ、治ル世ニハ国土ヲ守護シ、乱ル世ニハ暴悪ヲ平ケテ、万民ヲ安シテ天職ヲ治ル」。このように、「士」の教化と、武備を練るためにも、学校が期待されているのであり、学校の設立も君主としての職分のひとつであるという。

(四) 「下情を尽す」

さて、君主は万民を撫育する「民の父母」として「仁」を本としなければならぬ、ということについては先述した。香山はそれに続けて、「民の父母」として「古ノ明王ハ朝ヨリ夕ニ至マテ、唯国土万民ノ為ニ御心ヲ尽サセ玉ヘリ」といい、そして、それを譬えて、一堂に集まつて宴会をしている時に、その中の一人が隅に向かつて泣

き悲しんでいると、みな興が失せて楽しめないようなものであるという。すなわち、現実には国中に存在する「難義ノ情アレトモ、上へト、クル階モナク、或ハ冤ノ難ニ枉ラレテ、怨ヲ吞テクラスモノ」は、この隅に向かつて泣き悲しむ者である。だから、このような中であつて、君主が安然と楽しむことがあつてはならない。ここに「下情を尽す」ことが、君主の職務として重視される。

人主ハ下情ヲ尽シ知り玉フヲ以テ、務トナシ玉フベシ。下情トハ一家中ヨリ、國中万民スミクマテノヤウスヲ、色々御心ヲクハリテ、掌ノ上ニ見方如クニナシ玉フコトナリ。

「下情ヲ尽シ知」ることは、國中万民に関する情報を隅々まで、はつきりと認識することである。万民の様子を知ることが、「民の父母」として民をあわれみ恵むという「仁」を施す前提となる。古の天子が、天下に巡狩して民の様子を見たり、国風歌謡を取つて民風を観察したのも、この「下情を知る」ためである。そのため、「君ノ御心下々臣民ニユキワタリト、コヲリナク、又臣民ノ情上へ通達シテ、ツカユルコトナク、上下交通、君民合体

ス、コレホトメテタキコトハナシ」という君主と臣民との関係を理想的な関係とする。⁽²³⁾

このように、古代の聖人の時代は必ず下情を知ること尽力したのであるが、後の時代の君主は「神明ノ様に振る舞い、臣下・万民との関係が疎遠になることが多い。香山は、これこそが国家衰亡の原因であるという。そこで、こうならないように、殷では次のような法を行つてたという。

殷ノ法ハ太子ノ内ハ民間ニ置、民ト雜処セシメテ、下情ヲ尽シ知シラシメテ、後ニ帝位ニツケシ事ノヤウニ見ヘタリ。……高宗モ祖甲モ部屋住ノ中、皆民間ニ居リ玉ヒシコトトミユ。去程ニ殷ノ世ホド賢王多出玉ヒシハナシ。是全能下情ヲ知り玉ヘルユヘナリ。

殷では制度として太子を民間において、民と雑居させることで、下情を知らしめた。そのために、殷では賢王が多く輩出したという。殷以外でも、「古ヨリ天下国家創業ノ君ハ、必明君ナリ。是全下ヨリ興出テ、下情ニ通セラレ、ユヘナリ。シカラスハ本宗統ナフシテ、庶子ヨリ入テ統ヲ嗣ク君必ヨキモノナリ。是亦庶子ノ時小身ニソダ

、レテ下ノ情ヲ能知ラル、故ナリ」と、創業の君主や庶子出身の君主の多くが明君となつたのも、やはり帝王となる前に下々と交わり、下情に通じる下地ができていたからである。よつて、「本宗ニシテ腹カラ尊フ長立玉フ君」が、どうしても創業の君主や庶子出身の君主よりも劣るのは、ただ「御心ヲ下情ヲ知ニ用ヒ玉ハズ、政ト云コトヲ忘レ」、「君ノ職ヲ失」つているからなのである。ここでは香山が「下情ヲ尽シ知」るための方法として、世子を「民間ニ置、民ト雜処」させることが特に有効であると力説していることに注目しておきたい。

(五) 「納諫」 「納言」

最後に、臣下の諫言を受け入れることについて触れておきたい。

凡上ニ立ホドノ御身ハ、夕、御心ヲ虚シテ臣下并配下ノ言ヲ受ケ納レ玉フベシ。孟子ニモ施タテ吾己ニ知レリト云心顔色ニ見ル、トキハ、志アル士皆望ヲ絶テ退キ、タゞ諛言バカリ耳ニ入テ国敗亡ノ本トナルコトヲトカレタリ。昔ヨリ明王ノ虚心ニシテ臣下ノ言ヲ納玉ハヌハナシ。

香山は続けて、中国の皇帝のなかでも漢の高祖と宋の仁宗が納諫で有名であるとして、特に宋の仁宗のエピソードを紹介し、「凡人ノ君タル身ハ臣ノ諫ヲ納ル、ヲ以テ旨トス、然ルニ彼ハ朕ニ臣ノ諫ヲ納ル、コトヲ拒止ムル心ヲス、ムルモノナレバ、朕力側ニ置ベキモノニアラストノ玉ヘリ」という仁宗の言葉を引用し、「此時如何ナル人ニテモ帝ニ諫ヲ納サル人ハナカリシトナリ」と締めくくっている。

以上『人主之職』に述べられた内容を数点にまとめてみたが、もちろんその内容はこれにつきるものではなく、他にも「賞罰を明らかにすること」「儉約のこと」「法令を嚴重にすること」「租税を軽くすること」「人民を治める官を重んじること」「驕矜の心を抑えること」「身体の保養のこと」などについても記されている。これらの内容を紹介すると、議論が煩雑となるため、ここでは触れないこととする。

さて、香山が『人主之職』において主張した内容が、自身が注釈を付けた『陸宣公全集』の内容と矛盾しないものであることは、明白である。『陸宣公全集』は、陸贄

の君臣論を体系的にまとめた性質の書物ではないが、先述した『人主之職』と同様の要点をそこから見つけ出すことは、難しいことではない。

例えば、「民の父母」については、貞元八年（七九二年）秋七月の河南など四十余州を襲った大洪水に際して、速やかな救恤と租税の減免を求めた上奏「請遣使臣宣撫諸道遭水州県状」の中で、『礼記』孔子問居の一節より、⁽²⁴⁾子夏孔子に問うて曰く「如何なる斯に人の父母と謂うべき」、孔子曰く「四方敗有れば、必ず先に之を知り斯れを人の父母と謂うべし」を引用している。ここでは、李世民の「民」字の忌を避けるために、「人の父母」として陸贄は引用するが、本来は「民の父母」とするところである。そして、陸贄は続けて「蓋し以えらく、君人の道は、子育を心と為す。深く九重に居ると雖も、慮りは四表に周く、恒に安樂に処ると雖も、憂は困窮に及ぶ。……是を以て母の愛有り、父の尊有り。古の聖王、能く天下を以て一家と為し、中国をもつて一人と為すは、此の術を用うるなり」という。⁽²⁵⁾これはまさに香山が「人主八天二代テ万民撫育シ玉ヒ民ノ父母トナラセ玉ノ御身」という完全に一致する。

また、香山は「君ノ為、世ノ為ニ善事ヲ為ントヨギナク思フ心アル人」を用いるべき臣下の理想とする。香山にとつて、中国におけるこの理想像の具体的な存在が、陸贄だったのである。陸贄は『旧唐書』の列伝において、「天下の事を以て己の任と為す」志、すなわち天下国家に対する気概と責任意識を持ち合わせた人物として称されておられ、香山も注釈においてこれを引用しているように、⁽²⁶⁾これこそ陸贄の形容として広く知られている一文である。

次に、「下情を知る」ことの重要性についても、「奉天論奏当今所切務状」⁽²⁷⁾などに見られるし、合わせて「君臣合体」「君臣一体」「納諫」についても、陸贄の奏議中で累々述べられ、陸贄の君臣論の根幹を成している。

このように、『人主之職』での君臣論と、『陸宣公全集』に見る君臣論とが基本的に一致することは、間違いないが、『人主之職』には最後に「人主及士大夫ノ学問ノ法」つまり、君主と士大夫の読むべき書物について述べた一文があり、そこには、しっかりと『陸宣公全集』も組み込まれている。それによれば、「先経書ヲ熟読シテ道理ノ本ヲ明メ、歴史ヲ読テ古今治乱安危ノ節ヲ辨ヘ」ること

を基本とし、

君ハ古ノ明王ノ所為ヲ則トシ、亡国暗主ノ所為ヲ以て戒トナシ玉ヒ、忠良ノ臣ノ伝ヲ読玉ヒテハ、己カ忠良ノ臣ノ言トコロトナシ玉ヒ、夕、御身二引付玉フベシ。又士大夫ハ忠良ノ臣ノ伝ヲ読テハ、感服シテ則トナシ、姦邪讒佞ノ臣ノ伝ヲ読テハ、自省自恐テ己モ亦此悪アランコトヲ恐レ、專二古今治乱安危人情世態ヲ明メテ、国家有用ノ臣トナランコトヲ求ムベシ。

と、国家統治に有用なる「明王賢臣」となるための読書法をいう。先ず経書を熟読しなければならないというが、次いで、「史ハ経ノ羽翼ニテ、経ノナリヲ人事ニ行ヒシコトヲ、善悪邪正、千載ノコトヲ一所ニ集メ見ルコトナレハ、史学ホドヨキコトハナシ。故明王賢臣史学ヨリ入り玉フコト多シ」と、史学を特に重視する点は、香山の特徴といつていいだろう。具体的には、『史記』『漢書』『後漢書』『三国志』の全編読破、『晋書』より後は、『資治通鑑』『資治通鑑綱目』を読むことに代えてもよいとする。次いで、唐代史では『旧唐書』よりは、『新唐書』を読み、『五代史』『北周書』をも併せて読む。もしこれらを読む

暇がなければ『玉堂通鑑』『歴史綱鑑』『少微通鑑』のどれかを一読し、事績の概要を知るだけでもよい。そして、その他の「君并士大夫ノ読玉フベキ書物」として、『左伝』『穀梁伝』『国語』『家語』『荀子』『説苑』『新序』『塩鉄論』『唐貞観政要』『陸宣公集』『唐鑑』『名臣言行録』『大学衍義』『大学衍義補』を挙げる。また『歴代名臣奏議』や蘇軾、王陽明といった明臣の奏議、明人の徐達、于忠肅、王陽明、楊忠愍といった「人臣の則」の事績を記した文集については、その重要なところを抜粋して読むべきだという。

ここで、以上のことから香山が『陸宣公全集』に注釈を付けて出版した目的を、次のようにまとめることができる。すなわち、香山は該書の読者対象として、「人主」|| 君、および「士大夫」|| 臣の両方を想定しており、臣には当代の陸贄たるべきことを期待し、君にはそれを「忠良ノ臣」の言葉として受け止め、名君たるべきことを要請したのである。そして、香山が君主に陸贄の奏議から読み取って欲しかったのは、基本的に『人主之職』で語られた内容と一致していると考えられる。

第二章 石川香山の理念と尾張藩政改革

では、ここまで見た石川香山の理念は、十八世紀後半の尾張藩という歴史の現場において、どのような状況に置かれていたのだろうか。結論からいえば、彼の理念は孤立的に存在していたのではない。しかも、当時の尾張藩という領邦国家を主導していた領主層に支配的な君臣関係の理念とも一致していたと考えられる。より具体的にいうなら、藩主宗睦の治世に展開された尾張藩の天明寛政の改革を推進した執政人見璣邑、および藩政改革の象徴である明倫堂の初代総裁（督学）であった細井平洲が、藩政改革にあたって主張したのが、同様の君臣理念であったし、そもそも、『釈義』の意義を見出し、藩費による補助を与え、この書の出版を支援した人物こそ、人見璣邑であった⁽³⁸⁾。そのため『釈義』には人見璣邑の「書陸宣公集釈義後」が巻末に付されており、香山を「陸家の孝子」「国家の忠臣」と評している⁽³⁹⁾。また、細井平洲による評価もきわめて高く、『釈義』のこの実績が、天明三年（一七八三）の藩校明倫堂開学時に香山が典籍とし

て抜擢されることとなる要因となつたと考えられる⁽⁴⁰⁾。

それでは、彼らが改革主体として活躍した当時の尾張藩は、どのような時代であったか。それは、第九代尾張藩主徳川宗睦（享保十八〜寛政十一年、一七三三〜一八〇〇）の主導する天明寛政の改革の時代である⁽⁴¹⁾。宗睦は宝暦十一年（一七六一）、第八代藩主宗勝の死去に伴い、急遽襲封し、藩主として改革に尽力したことから、『名古屋市史』においても「宗睦の治世約四十年は、殆ど尾張藩中興の善政を布き」、「宗睦を諡して明公といふのも、決して溢美の称にあらざるなり」と称される。この「名君」宗睦が藩政改革に乗り出さなければならなかった重大な要因が、第一に第七代藩主宗春の時代（享保十五〜元文四年、一七三〇〜一七三九）に始まる深刻な藩財政の危機であり⁽⁴²⁾、第二に宝暦七年、明和二年、同四年、安永八年と度重なる大洪水と飢饉の発生による「凶作・悪疾などを直接のきっかけとした……貧農層の増大を背景とした農民の抵抗や村方騒動、すなわち農民層内部における矛盾の激化、そしてそれにもなう藩の支配権力の後退という現実」⁽⁴³⁾である。

そのため、藩政改革の要点としては、第一に宗勝時代の儉約令の継承であり、第二に、農政改革である。農政改革として特に知られるのが、天明元年（一七八一）にはじまる「所付代官」の設置である⁽³⁴⁾。そして、第三に、天明四年にはじまる庄内川の分流作業、新川の開鑿、寛政四年の日光川の開鑿といった、治水事業であり、第四に、天明三年にはじまる、藩校明倫堂の設置である。

そして、「宗睦をして寛政の治を挙げしめたるもの、磯邑与つて力あり、特に其文学に於ては、細井平洲を招聘し、明倫堂を興し、平洲と共に力を戮せて其基礎を定め、以て尾張文学の隆盛を来したることなり」⁽³⁵⁾といわれるように、「明君」宗睦を補佐し、改革を実施したのが、参政人見璣邑と總裁細井平洲であった。特に所付代官制度の実施における役割や⁽³⁶⁾、細井平洲の招聘など、人見璣邑が重要な働きをしたこと、周知のところである。そこで、続いてまず人見璣邑の思想と石川香山との関係をのべ、その後で細井平洲の思想についても論及することとする。

第一節 人見璣邑の思想

人見璣邑（一七二九〜一七九七）、名は黍、字は叔魚、通称は弥右衛門、璣邑はその号であり、また竹山とも号す。その伝記については、まず『名古屋市史』人物編一「僚吏」によって知ることができる他⁽³⁷⁾、古くは堀川柳人の小冊子『人見璣邑』⁽³⁸⁾があり、その概略を知ることができるが、ただ両書ともに内容が非常に簡略であり、しかも堀川の著作の流通量は非常に少なく、人見の伝記や思想に関する専論も決して充実しているとはいえない。⁽³⁹⁾管見のかぎり岸野俊彦氏の研究が唯一であると思われる。

岸野氏の研究によれば、人見璣邑の家系は本来、人見竹洞（名は節、字は宜卿、通称は又七郎、友元、一六三八〜一六九六）が寛文元年（一六六一）に幕府儒者となつて以来、「人見行充（璣邑の祖父）——美在（璣邑の父）——美至（璣邑の兄）——在恭」と代々幕府儒者を世襲する比較的高禄の家であり、朱子学を重んじる「徳川一門の帝王学の教師群」であつたという。璣邑が尾張藩に登用されるきっかけとなつたのが、父美在の弟である美雅（一六八九〜一七五三）が宗睦幼少時の教育担当として少傅兼侍読となり、さらに璣邑がこの美雅の養子とな

ったことにある。璣邑は宗睦よりも四歳年長にして、すでに二一歳頃には宗睦の近侍となつてゐる。「璣邑、国君の挙措する所に於て啓せんと欲する所あれば、未だ嘗て其言を直くして叩いて竭さずんばあらず。国君も亦能く其言を納る。而して人をして我君の側に斯人なくんば之を如何と曰はしむるに至る」と後世評される宗睦との良好な君臣関係も君主と師傅の子という少青年期からの関係が大いに影響していると考えられる。次いで璣邑は宗睦世子の治休の誕生にともない、宝曆三年（一七五三）にその少傅となり、安永元年（一七七二）治休の初入国にともなつて、はじめて名古屋の地を踐む。ところが、翌年六月十四日世子治休が死に⁽⁴¹⁾、翌三年四月十一日には新たに治興が世子とされるも、安永五年七月十日に治興も二十一歳でこの世を去り⁽⁴²⁾、翌六年正月五日には治行が新たな世子として立てられる⁽⁴³⁾。璣邑はこの後、小納戸兼侍読を経て、安永四年（一七七五）には国用人となる。安永七年に細井平洲を米沢藩から招聘。翌八年には国奉行を兼任し、宗睦の信任の下、一連の改革を実施するに至る。この改革に邁進する璣邑について、「人見璣邑翁は豪邁の人也。平生の心得、切腹と家断絶との事を日々不

忘して、御用を取扱と云々⁽⁴⁴⁾とあるところから、政治改革に対する璣邑の責任意識を感じられる。天明五年十二月には病を以て職を辞し、のち再び世子の傅となるも二年で致仕し、寛政九年（一七九七）二月二日、卒す。宗睦が寛政十一年に死去しているから、璣邑は宗睦より四年早く生まれ、二年早く世を去つたわけであり、人生のほとんどを藩主宗睦と過したことになる。

（一） 人見璣邑の思想

——「安民」、および君相・地方官の意識改革について——
璣邑の思想について、これまでは、農政改革の実施との関連で、「安民」に関する内容が注目されてきた。

真の仁は慈悲心などの類にあらず。安民を究竟とする也。安民とは下たる者、余さず洩さず住よく暮しよき様にする事也。其中には四民の外なる出家・山伏・神道者・遊女・歌舞妓・俳諧師・座頭・平家語り・幸若の類、都て四民の衣食住を掠めて、世間無用の業を以て今日を渡る者、所謂遊民食ひ潰しなれ共、夫を悪しとて斬て捨つべき様なし。政を以てせば遊民少にはなるべし。遊民なき様には堯舜三代

の世にもならぬ事也。是等の類迄其身を安くする事人君の職分也。「民の父母」と古書に云るも、安民を職とする故也。父母の子に於る、あしき子とて棄られもせず殺されもせず。⁽⁴⁵⁾

ここの「余さず洩さず住よく暮しよき様にする」「安民」を君主の職務とする璣邑の口ぶりとは、「国土万民庶物ヲ治メ、各其所ヲ得セシム、是ヲ人主ノ職ト云」と説く香山には、大きな差異はない。

そして、「安民の業は天下を陶冶して平治する大なる事にて、一人の力にあたわず、人をもちひてする事故、「知人事」なくては安民はならぬ也。……知人とは賢者を知りて挙げ用る事也」と、「安民」実現の共同統治者として賢者の登用を説く。同様のことは『康済録抄解』で、より詳細に述べて、「賢人仁人」を大臣以下の諸職に任じること、「安民」が実現されるという。そこで、君主のみならず、大臣以下あらゆる有司にも、「安民」実現に向けての責務とその自覚が要請される。

大臣重職に対しては、まず「君相ノ類」が「安樂富貴」をむさぼることができるのも、「皆下ノ艱難勞苦」、特に最も「艱難骨折」なる農民の苦勞のおかげであることを

知る必要があると、その自覚と反省を求め、そして、その反省に基づいて、「農民ノ恩」に報いるために、「君相ノ類ハ、……唯民事ニ心ヲ用テ、飲ムモ食フモ、樂ミニモ悲ミニモ、此事ニ心ノ離レヌ」ようにしなければならず、「上タル人ハ心ヲ勞シテ、下ヲ治メテ、安寧ナラシムル力、全ク下ヘノ恩報」であり、逆に「治民ノ理ヲ忘レテハ、尸位素餐ト云国賊」たるに過ぎないという。璣邑がこのようにいうのも、現今の「国君宰相」の一般が太平に慣れ、天職を修めず、風俗は衰え、民も憔悴するに至っているという時世認識があつたからである。⁽⁴⁶⁾

特に璣邑は賢臣の国政における役割を重視しており、「聖主賢王ハ絶ル時アリトモ、下ニ賢明ノ人ナキト云世ハ、上古ヨリ今日ニ至テモナキコト也」と、明君の出現は時の偶然に左右されるとしても、賢臣を登用することは、「安民」のためには常に勉めるべきだという。そして、その具体的な事例として、熊本藩藩政改革における、細川重賢と堀平太左衛門の関係を挙げる。⁽⁴⁸⁾ 細川重賢は「寐テモ寤テモ忘レス、目出度ニモ悲キニモ、トカク民事ニ心アルテナケレハ、天職モスマヌナリ。本来下民ノ為トテ、立テヲキシ君也」という自覚を持って政治に当た

った「近世ノ賢明」であると璣邑は評価する。そして、執政の堀平太左衛門を登用したことについて、

堀平太左衛門ト云人、……其時四十余ニテ、ヨキ役人ト世上ニモ唱ルコト也。重賢卒後モ此人執政モトノ如クシ、夫ユヘ国政モ動カサリシ、此人家老トナリシ已後、重賢ハ大方、日夜詩歌・糸竹・田獵ナトシ、正ク南面スルコトノミト云姿ナリシトソ、重賢ニ継シ君ハ不慧也ケレドモ、国事ヨク治シハ、全ク堀力徳功ト云ヘリ。

という。つまり、璣邑は熊本藩の国政を現実的に動かしていたのは、堀であり、藩主重賢は「正ク南面スル」のみであったし、次君（細川治年）は「不慧」であったけれども、よく国政が治まったのも、やはり堀の功績であるという。実際、近年の吉村豊雄氏の研究によれば⁽⁴⁹⁾、細川重賢は「肥後の鳳凰」と評される中期藩政改革を主導した明君の一人として知られるのであるが、「ただ不思議なことに、重賢の数多い改革実績を現実の政治過程においてほとんど確認することはでき」（頁七）ず、「反面、重賢の学問・趣味など、いわば非政治的な活動は実に多彩である」（頁一四）ことから、「堀平太左衛門「執政」

下の改革政府のもとで藩主個人の資質が発揮される政治幅は限られ」（頁一六）ていた。そのため、当時から重賢が明君として種々語られてきたことについて、吉村氏は「実像を離れた藩主世評」と論じられた。だが、本論が注目したいのは、「日夜詩歌・糸竹・田獵ナトシ、正ク南面スルコトノミト云」重賢の「実像」をも「近世ノ賢明」とする璣邑の理解である。藩主がたとえ全権を執政に「御委任」したとしても、委任されたのが「ヨキ役人」であり、「国事ヨク治」まったのなら、そのような賢臣を登用した君主は、十分「明君」として評価されるのである。この意味において、璣邑にとつて、「詩歌・糸竹・田獵」といった「非政治的な活動」にいそしんだ藩主重賢を「近世ノ賢明」と評することは、けつして「実像を離れた藩主世評」ではなかつたのである⁽⁵⁰⁾。

ここに璣邑が如何に執政大臣に一国の国政を左右する重責を担わせようとしたのかを理解しなければならぬ⁽⁵¹⁾。「一国の安危」に責任を持つ「賢臣」の出現を求め、同時にそのような人物を登用することこそ、明君として職務であるというのが、璣邑の理解である。

次に、地方官（奉行代官）についてであるが、これに

ついては先述の小川氏の研究が、『樋口好古』『牧民忠告解』と関連づけて論じられている。地方官・民政官としての理想像を解説する『牧民忠告解』には「支配処中ノ百姓ヲ安穩ナラザラシムルト云ハ、奉行代官ガ仁人君子デアラフナラバ、心ニ忍ビラレヌコトジヤ」と、「仁政」の主体として、奉行・代官自身が「君子」たることを要請している。そして、この『牧民忠告解』は、その出版時期や内容から考えても、所付代官制によって新たに「各陣屋に派遣される代官を讀者対象として書かれた」ものであり、「所付代官制の成否の鍵を握る書物」として出版されたことは明らかである。さらに、樋口好古に訳注を命じたのも、所付代官制など農政改革を指導した人見璣邑であったという。また、本論も引用した『康済録抄解』も「地方官郡奉行等力志ヲ引起ス端ニモ」と、代官・手代などの地方官に対する民政書として書かれたものである。

確かに、安永三年（一七七四）、人見璣邑を介して提出された竹中彦左衛門の建白書にも「司農之政、多は手代より出申候、彼手代に至候而は、地理・農事共に、所経之歲月多と、下民に近きより、略其状に通じ候へ共、聊

報国之志無之、上国家之善悪を不図、下細民疾苦を不顧、偏に賄賂を待て其事を謀申候」⁽⁵²⁾と、農民に最も近い手代に全く「報国の志」なく、「国家の善悪」を図らない藩国家に対する政治的責任意識の欠如が問題とされていた。それは、また「安民」意識の欠如でもある。『牧民忠告解』や『康済録抄解』という代官手代にいかんにかに民を安んじるのかについて論じた書物が、彼ら地方官を「報国の志」を懐き、「国家の善悪」を図るような君子たるべく著されたということは、間違いないであろう。

（二） 人見璣邑の思想

——「下情を尽くす」——

次いで、人見璣邑が君主の力めるべきこととして、やはり「下情を尽くす」「下情に通ず」ことを語ったことを挙げなければならない。

凡創業の主は、元祖になる程の才徳、苟且にも具する故、人を知るの明も少しは備るべし。下情にも相応に通じて、古今の事変も見聞多ければ、中主也とも継体の英主に勝るべし。継世の主は否らず。縦ひ明敏の質ありとも、下情は不通、事変は不経、平

にいへば、年よつても万事うひくしく初心也。弥以賢臣といふものなければ、小人・婦女にだまされて、毎事ばつとして暮す也。さればとて、其明敏をたのみに自用すれば大害あり。然らば、継世の君は如何して可ならん、祖宗の法制壊れざる様に守り、

一二の賢臣を師とし友とするにしくはなし⁽⁵³⁾。

創業の君主は元来より下情に通じているものだが、世継ぎの君主はどうしても「下情は不通、事変は不経」ということになってしまう。世継ぎの君主が下情に通じるには、賢臣を近づけ、「師とし友とする」べきであるという。また、璣邑は君主が学芸文芸を習うことについても、「文武諸芸共に、世の中の為、群下の為と云目当あらば可なり」（頁一七八〜一七九）と、度を過ぎ天職・本業に支障がない限り、「人並の風流芸なきも、無下に賤しき事也」として、たしなむ程度のことを勧める。ただし「人君の位にて凡天下のこと、人情に通じ、學術を精ふして古今の事跡も見る事」は、とてもできることではないので、「理直なる人、多く事変を経たる人、世態に通じたる人、博学なる人、徳義ある人」を「耳目手足」とすることで、「文武の芸にも遊びて、時務に通じ、下情をしる事を勤

め、四民を安んずる工夫」（頁一七八）をとるべきだという。つまり、時務に通じ、下情を知り、民を安んじるためにも、「文武の芸」に遊ぶことが推奨されているのである。そして、様々な特色特徴のある臣下を「耳目手足」とすることが求められている。これは、先に引用したところにおいて、「一二の賢臣を師とし友とする」ことと等しいが、また別のところでは「君臣の間親しきは、上下の情自然と通じてよき事也」（頁一七九）というのにもやはり等しい。「礼に違つて戲謔すれば、群下に侮らるゝ也」とはいふものの、「君臣の間親し」く、「賢臣を師とし友とする」ことこそが、「人情に通じ、學術を精ふして古今の事跡も見る」ための前提だと考えたのである。「国事に実意ある君ならば、臣下に師友とすべき人、なかか出来ざらん。左あらば、其人を信じて只管に問尋ねて、塩梅にも舟棹にもする意にて、自用を好まずは、知人の姿大方整ふべし」（頁一七八）と、何事も独断を好まず、臣下を信じてひたすらに問い尋ね相談する、これこそが、璣邑の理想とする君臣関係の姿である。

そして、これが君主に納諫を要請することとも直接つながっていることは、容易に予想できるであろう。『康済

録抄解』に「荒年ノ政、人主以下、夫、勤方、守リ方、アルコト如左」と、凶荒に際して人主・宰執・監司・太守・令それぞれが行うべきことがまとめてある条がある。そこに、「人主ノ行」として、「賢才ヲ求ルハ常ナレトモ、此災ニ当リテハ、弥殊ニ命シテ挙用ウ、下ヨリノ申立テ諫ノ類、心ヲ虚シクシ入ル」と、下からの諫を虚心に聞き入れるべきことという。また、「宰執ノ行」としても、「下ノ人情隠レズ、君ノ耳ヘ入り、下ノ云ハント欲スル筋、中途ニ滞ルコト、出ヌヤウニ気ヲ張ル」と、下情を隠さずに君主の耳に入れることを、その職務としてあげている。

第二節 細井平洲の思想

尾張の天明寛政改革における重要人物といえば、細井平洲の思想に触れない分けにはいかない。細井平洲（享保十三〜享和元年、一七二八〜一八〇二）、名は徳民、字は世馨、通称は甚三郎、平洲はその号で、別に如来山人とも号す。尾張国知多郡平島村（現在、愛知県東海市荒尾町金山）に生まれる⁽⁵⁴⁾。学統としては、中西淡淵（名は

維寧、字は文邦、通称は曾七郎、一七〇九〜一七五二）の叢桂社に学び、諸学兼採の折衷学派に分類される。平洲は何よりも、明和元年（一七六四）冬、米沢藩の名君上杉鷹山の賓師として迎えられ、破産寸前の米沢藩藩政改革に携わり、藩校興讓館を興し、安永九年（二七八〇）には人見璣邑の推薦を経て尾張藩に引き抜かれ、藩主宗睦の侍講となり、また天明寛政改革の一環として天明三年に、藩校明倫堂督学に就任したことが知られる。つまり、平洲は鷹山・宗睦という後世名君としてその名を広く知られることとなる藩主の「師」として仕えたのである⁽⁵⁵⁾。本論では、平洲の思想でも、その君臣論を中心に論じるが、先行研究としては、すでに辻本雅史氏の研究があり、以下の論述も氏の研究を大いに参考にしたことをあらかじめ断つておく⁽⁵⁶⁾。

さて、平洲も君主が「民の父母」として民に臨まねばならないと説いていることについては、広く知られているので、多くを引用するまでもないだろう⁽⁵⁷⁾。やはり、平洲も国家とは君主一人で治めることはできないので、「一同に君の政事を手伝ひ、家国の安危を相談する」⁽⁵⁸⁾多くの役人が必要、たという⁽⁵⁹⁾。そのため、「民の父母」たる自覚

を持った君主の共同統治者としての臣下（奉行役人）の役割が次に重視されるのであり、

君上は如何程の仁心あらせ給ふといふ共其心を受けて施し行ふ奉行役人未熟に御座候ては、恩恵の下に届べき道は無之候故に、仁を施し可申には、先奉行役人を正直に仕候が初にて御座候。⁽⁶⁰⁾

と、有効な仁政のためにはその手足となるべき奉行役人の教育、つまり役人に「聖賢の学」を学ぶことが求められる。「いにしへの聖主賢君、かならず学宮を建て人を教る所とす。天子の学宮を辟雍といひ、諸侯の学宮を泮宮といふ。何れも徳行道芸を教る所也。この稽古所にて古聖主の身を修め人を治め、天下国家を安定し給ひし道を学びしりて、其後君の官職をうけて、奉行頭ともなり下民を教へ導き、さばきをさむる役人とはなることなり」⁽⁶¹⁾と、学宮、つまり藩校の教育は何よりも藩政治に有用なる「役人」を養成する機関として位置づけられる。

そして、善政（「ヨキ政」）を布くには、「徳アル人」を役人として用いるしか方法はないのであるが、その「徳」とは、「仁心」のことであり、「仁心」とは「オトナシキ心」のことである。つまりるところ、その「オトナシキ心」

のある人というのは、「爵位ノ尊ニモホコラズ、一身ノ安樂ヲネガハズ、我身一ツハ死シテモ生テモ君ノ為民ノ為ニナリテ、一人ノ身ヲ以テ、万人ヲ濟ハント思フ大器量ナル人」のことである。この「大器量」の人に尊爵を与えて貴職に登用すれば、さらに「ヨキ人」を引き立ててくるので、有用な人材が揃うこととなる。また、この「オトナシキ人」は自分一人の「知恵才覚」をふるって一人で手柄を立てようとはしないので、自己の能力を超えるものについては、相応しい役人と「相談」するので、一人で百人千人の知恵を持つこととなり、「何事モ成就」する。

それに対して「不徳」「不仁」の人は、「尊キ位ニ居レバ威勢権柄ニタカブリ、一身ノ榮花ヲノミ心ガケテ、君ノ為民ノ為ヲ思ハズ、人ハ倒レテモ己ヒトリハ立ツ心」がある者である。要するに、何事にも利己的で、人の手柄を妬み自分一人のみで功を立てようとする者のことである。その利己心故に、他の役人との協働関係は失われ、たとえ配下に「幾百人ノ忠臣謀士」がいたとしても役に立てず、百官百司を備えていても、一人同様で、民に疎まれ、国を乱すに至るといなのが、古今の通例だといふ。⁽⁶²⁾

さて、ここに平洲も役人として「我身一ツハ死シテモ生テモ君ノ為民ノ為ニナリテ、一人ノ身ヲ以テ、万人ヲ濟ハント思フ大器量ナル人」でなければならぬというのを確かめることができたが、「オトナシキ人」が「何事モ成就」するのは、「二人ニテ百人千人ノ知恵モ持ヨリニナ」る、つまり「百官百司」が一体となつて事に当たるからだ、という点にも注目したい。別のところでは、「兎角上下一和⁶³不致候ては何事も不参届候得ば、何卒一和致候様にと被^レ尽御心候」、「上下一和不致候て善政成就いたし候事は古今共に相見不申候」と、上下役人相互の「一和」「和合」という。これも家臣団が心を合わせ一致団結することである。⁽⁶³⁾

この家臣団に加え、君主をも含めた統治集團の「和合」した状態を、人体にたとえていう。

是を人の一身にたとへてきみを元首と申候。元首は頭にて候。臣を股肱耳目と申候。手と足と耳と目の事に候。股肱耳目の四をあけて、鼻口唇舌爪牙百骸はその中にこもり候。目は見、耳は聞、手はつかみ、足はあゆみ、口はくらし、鼻はかぎ、唇舌、爪牙百骸、上下左右に動き働きて、一身の主たる頭に随ふありさま、一

人の君に下群臣の奉公をするに、ことなる事無之候。⁽⁶⁴⁾
そのため、古より「賢明の君」「忠良の臣」がそろえば「一身達者無病なるものの起居運動すくやかに立廻りて、まめまめしきがごとく」健全となる。これについては、すでに辻本氏が「藩政における君臣間および群臣相互間の文字どおりの有機的調和」、「有機体的な統合の体制」(頁一一四)と論じられている。

ただ、もう一步踏み込んで、この有機的統合の重要性について、平洲はだれに、何のために力説したものなのかを考えてみたい。それは第一に、臣下を対象として、忠とは何か、忠臣とは如何なるものなのかを明らかにしようとしたものである。「左右上下一同に心力を合せ政を手伝ひ奉る」ためには、「人我相互に思ひ合て手足耳目の一身に随ふ」「國家は群臣の思ひあふを以て富強をなし、思ひ思ひなるを以て衰弱をまねく」というように、忠を「己が一官の功」「二分の功」⁽⁶⁵⁾のみに考える臣下の利己心を否定し、「相互に思ひ合」つた「公正忠良の臣」たることを目的としたものである。さらに、「君子の大忠」とは、「家国の上を存じ四面上下行とどく心」を持ち、「家国永久の謀を専として、自己一人の手柄をかせがず、万

人のつとめをたすげはげます」ことであるという。すなわち、家臣が利己心を克服することとともに、「家国の上を存じ四面上下行とどく心」「家国永久の謀」を図ることによって、君臣の統治集団における有機的統合を達成することができるのである。このように、君主の股肱耳目であるという自覚は、単なる国家の一機関として、「一官の功」のみを追求すればよいということではなく、むしろその反対に「家国」全体・永久に対する自覚と責任とを個々の臣下に要求するものである。これは、先述した「仁心〓オトナシキ心」を持つ者の、「君ノ為民ノ為ニナリテ、一人ノ身ヲ以テ、万人ヲ済ハント思フ大器量ナル人」に等しいであろう。

有機的統合の重要性を説いた、第二の対象であるが、それは君臣のもう一方の君主である。平洲はこの世界が、上なる者が下なる者を「雇ふ」関係で成り立っていると考える。すなわち、最も大きな次元では、「天地の妙用」が「聖徳の天子」を雇い用いており⁽⁶⁶⁾、次いで、天子が諸侯（国主領主）を、諸侯（国主領主）が家老諸役人を、家老諸役人が鑓持仲間を雇い、下の者は上に対して「奉公の働を助け」る⁽⁶⁷⁾。そして、その構造と同様の関係を人

体において見る。心臓が手足を、手足が大指・中指・小指の手伝いを雇っていると同様であるという⁽⁶⁸⁾。ここで明らかかなように、平洲が君主に言いたかったことは、「尊き御方程雇ひを多く御入被成候事」であり、「雇ひ候事は美事なること」「恥辱にはならぬこと」であるから、「家国の大政」は、「とても君御一人にて」統治できるものではないという、君主と臣下との協働関係の主張であった。

では、君臣の「一和」「和合」は具体的にどのような達成されるのか。それを説いたのが、天明七年七月、尾張藩政府に提出した改革意見書である「細井甚三郎内考」である⁽⁶⁹⁾。それによれば、

御政事は大小共に公論公評にて無御座候得ば、衆心一定不仕候。衆心一定不仕、唯君臣一兩人の心慮を尽し候計にて、政の成就仕る事は、古今其例相見不申候。

というように、「公論公評」をカギとする。ここでは「衆心一定」というが、他にも「御役人上下同一氣」とあり、「一和」「和合」というのに等しい。それは「御表向衆人広座」において、「執政大身より有司小臣迄」の政事に参画するすべての役人が、「君臣公会の上」に、「御前にて

声高に利害を申合、無腹藏直言を尽し、存含候胸中忌み嫌ひなく申上」ることである。このように、政治的議論をオーブンにすることで、臣下も「上下一統に君上の御内心を明白」にしておくことができる。ここに、「親敷君臣の間」が醸成される。

そして、「公論公評」の重視が、「昔より人君は諫諍の臣を宝に被致候事に御座候」⁽⁷⁰⁾という、臣下の忠諫、君主の納諫の重視につながることは明白であろう。「人君も幼年よりしばしば諫諍の臣に仕こめられ玉ひて、折々赤面を被成候程の人がいつにても名君賢將に成玉ふことに御座候」⁽⁷¹⁾や、「古今の名將賢君と申程の人は、この苦口をきく人を秘藏致され候て、甘みを申家来を厭ひ嫌はれ候事に御座候」⁽⁷²⁾というように、「諫諍の臣」を置くことが「名君賢將」「名將賢君」となる重要な要素だとして、君主に求めていたし、臣下に対しても「君に仕る臣下の心得は、聊も君に善行あらばとりはやし奉りて、一寸の善は一尺にもそだて、聊も不善あらば念比に諫防て一寸の悪は五分のうちにも救ひ、増長し給はぬやうにと心を尽すこと、忠臣の節これにすぎたるはなし」⁽⁷³⁾と、諫諍を忠臣の要件としても求めていた。

さて、以上のように平洲は、君臣および群臣相互間の「有機体的調和」を、善政成就の条件としているのであるが、そこには統治集団内における「一和」「和合」「衆心一定」といった心情的情緒的な側面を強調する特徴が見られる。平洲は、当時実際には、「公論公評」が行われず「内密内評」によって政策が決定されるのが通例であると理解していたのであるが、そこにみられるのは君臣・群臣相互間の「人々の心根」まで「水くさく成りはて」、「何事もかくしつしみ、遠慮会釈を能仕候を敬すと心得、婦人女子のかたがけにひそめき合候様」となった「誠に歎敷時勢」⁽⁷⁴⁾であった。平洲によれば、そもそも「君臣は義合、同役は他人」であつて「元来隔心」⁽⁷⁵⁾の間柄であるので、「内密内評」によって、容易に「下の上をかたじけなく、したしみ奉る情は絶は」⁽⁷⁶⁾て、「上は下をうたがひ、下は上をあやぶみ、日々の機嫌を伺ひ兼候て一日送りに間を合せ申候心」になつてしまふ。これこそが、「政令行はれ家国富強」の実現を阻む最も大きな要因なのである。

そこで、「親敷君臣の間」、「水くさく」ない群臣関係を如何に構築するのが、平洲にとつて、問題の核心とな

るのであるが⁽⁷⁷⁾、そこには現実的に厳然と存在する上下懸隔した君臣および家臣団内の身分関係がそれを阻むこととなる。もちろん、それは当時の幕藩体制の根幹に拘わることであり、完全に社会の隅々に設定された身分関係をすべて破棄すべきであると、平洲が考えていたとは思われないが、ただ次に見るように、すべて縦の上下関係で規定されていた統治集団内の身分差を一旦放棄し、横の関係でつなぎ合わせたいとする欲求を見ることもできる。

たとえば、家臣団内の上下関係を一旦リセットしてしまふ装置として、酒宴の場が持ち出されている。平洲は米沢での経験談として、次のようにいう。

其節家老大臣一統に申合候て、一月三度宛政事に預り候程の役方は一席に会合致し、講書など致候て跡にては四方山の事政事の心得にも可相成咄を致し候。其節は老臣銘々酒肴なども相携候て、酒も汲かはし申事に候。……藩士諸互に酌を致し候、時々は上座執政の人もかはるかはる立候て酌をいたし、未々役筋へもたせ申候程に一堂の上にて底意なくおもひおもひの了簡を申談し、是非邪正の評議を公

に致し候に付いとなく人心一和たし、其節の取扱万事模様よく政事も相立候……⁽⁷⁸⁾

もちろん、これは役方のみの限定的な会合ではあるが、酒宴という一種日常とは異なる空間を作り出し、一時的にも上下関係を放棄して「底意なくおもひおもひの了簡を申談」できる横の関係に組み替え、「人心一和」を実現したものである。ここで重要なのは、その酒宴の場に、「政事の心得」を持ち込んだ点にある。非政治的空間であるが故に上下関係を逸脱することが可能であった酒宴の場に、作為的に政治問題を持ち込むわけである。ここにも上下身分関係を放棄したところで、政治を語りたいたいという欲求を読み取ることも、あながち間違いでないであろう。

また、同様の欲求衝動は君臣関係においても主張される。それは「聖賢の君」になるべき「学問」の場において問題となる。通常「軽き身分の人」は、学問上の師匠と朋友と常々親しく問答をもし、心やすく議論もするので、師匠とも「心もとけ」「むつまじ」くなり、朋友とも気遣いなく、是非を争い、学問もおもしろくなる。しかし、「貴人」ともなれば、師範とて家来であり、まして「学

問御相手に相成候輩」も決して「学問友達」とは言い難く、これでは主君が学問をおもしろく思うはずはない。そこで、

されば君の学び給ふ臣は師臣と称し、又は賓客賓師など申名目も有之候。総て学問の御稽古計は常礼常格をはずし、師は実の師匠、学友は実の学友と申姿に参り候様に可被成事に御座候。(頁二六〇)

たとえ君主相手でも、通常の師弟関係、学友関係として結びつき合う。そこに、「心もとけ」「むつまじ」く、氣遣いなく、是非を争う横の人間関係を構築しようとしたのである。そして、やはりここにも学問稽古の場に限り、「常礼常格」をはずし、日常とは異なる空間を人為的に設定するという配慮がなされていることに注目しておきたい。当然、現実的に存在する「君臣心を隔て礼法のみ」に拘る懸隔した身分社会において、君臣関係を横の関係に作り替えることは不可能に近く、「細井甚三郎内考」で展開された「御表向衆人広座」における「公論公評」も「衆心一定」「親敷君臣の間」の構築を目的とするものであったが、決して上下の身分関係を否定するものではなく、上下の距離を縮めようとするに過ぎなかった。そ

の現実を前提とするため、学問稽古の場という限定的で一時的な空間に限られるのであるが、心解け合い、むつまじい君臣関係を構築するためには、「常礼常格」をはずし、一旦横の関係を組み直すことまでもが、便宜的にも平洲の考えにあつたことを、ここでは確認しておく。

第三節 『陸宣公全集』と尾張藩政改革の時代

石川香山が『人主之職』において強調した君臣論は、基本的に人見璣邑と細井平洲が藩政改革においてその理念としたところと共通する。そしてその理念は、『陸宣公全集』が受け入れられるに十分な内容であつたこと、すでに明らかであろう。『釈義』の出版は、人見璣邑と竹中華卿に見出されて可能となつたことについてもすでに述べたが、やはりそれは藩政改革の政治主体となるべき名君賢宰の理念に合致していたからである。璣邑は陸贄について「天下を経緯し、人事を錯綜し、辞は婉にして正しく、義は当たりて明かなり。片言で厥その辟きみを愛し、隻字で斯の民を憂え、事情を曲尽して機会に中たらざるはなし。其の忠憤義烈の気は、切々と百世の下を奮起せし

む」と、その君主に対する友愛の念、万民に対する憂え、そしてその忠憤義烈の気を評している。それは、まさに璣邑や平洲が改革主体として執政大臣以下諸有志の家臣団に要請してきた資質である。そして、興味深いことに、

『釈義』を読むことで、「下なる者（臣下）は、其の好む所を嘉して以て君に事うるを知り、上なる者（君主）は、能く其の好む所を嘉して以て民に臨む」⁽⁷⁹⁾と、その効用を臣下についても期待している。つまり、璣邑は藩政改革を推進するに際して、藩主も『釈義』を読むべきだと理解していたのである。それはまた、璣邑の学徳に慕ってきた小泉侯、すなわち大和小泉藩主片桐貞芳（一七四〇〜一八〇五）に儒臣岳某を通じて『釈義』一部を献上していることから予想される。その詳細については不明であるが、おそらく璣邑は藩主の読むべき政事に有用なる書物として献上したのではないだろうか⁽⁸⁰⁾。

また、璣邑は『康済録抄解』で陸贄と徳宗について次のようにいう。

忠臣ノ君ノ心ノ非ヲ格ス有難キコト也。カ、ル忠誠ノ臣有ナカラ、夫ヲ沈淪サセシハ、徳宗ノ穢徳ト

云ヘシ。併此徳宗モ棄テヤル程ノ愚君ニモ非ス、少々黑白ノ分チモアレトモ、贄ヲ所々ヨリ讒言セシヲ用テ、罷ラシ後ハ、秕政ノミ多ク、陽城モ韓愈モ賤セラレシ也。中君ト云モノハ、輔相次第危キモノ也。

贄ハ罷後モ替ラス志ヲ天下ニ懸テ、少ナリトモ安民ノ術ト思ヒ、医道ニマテ心ヲ用ヒシ、貴ヒテモ余アル君子也。夫ヲ用ヒモ終ラズ、小人ニ欺レシ徳宗ハ、愚君ト名クルモ不誣ニヤ。

ここにも、「君ノ心ノ非ヲ格ス」「忠誠ノ臣」にして、「志ヲ天下ニ懸テ」「安民ノ術」に心を尽くす「君子」としての陸贄が語られているが、その忠臣を重用しなかつた徳宗こそ「愚君」であるという。名君が賢宰賢臣を登用し、志を持った家臣団をまとめ上げて改革に当たる、これが、人見璣邑が尾張天明寛政改革を主導していくための理念であつた。この「忠誠ノ臣」としての陸贄と、「愚君」としての徳宗というモチーフは、君主（藩主や世子）に対して、賢臣を登用することの重要性を教えてくれる反面教師となつたであろうし、執政大臣をはじめ奉行など家臣団に対しては、諫諍の臣、天下国家に対する志を持ち「安民」に尽くした有為の臣としての姿が、「報国の

志」を持ち、「国家の善悪」を図り、「細民疾苦」を顧みる役人が求められた時代において⁽⁸¹⁾、十分その理想となりえたであろう。このように見るならば、人見璣邑が『積義』を著した香山を「陸家の孝子」「国家の忠臣」⁽⁸²⁾、また「順夫の功、陸子の下に在らず」⁽⁸³⁾と大いに評価したことも理解されるであろう。

学統からのみみるならば、本来、徂徠学系統の人見璣邑と強烈な反徂徠の石川香山とが結びつくことはありえない⁽⁸⁴⁾。その両者を結びつけたのは、尾張が藩政改革に向かう当時における、彼らの時世に対する危機意識であり、またその意識を土台とした上に追求された名君賢宰の理念であつた⁽⁸⁵⁾。また、平洲が香山を大いに評価したのも、『金鏡管見』と『積義』であつたこと、すでに述べた。『陸宣公全集釈義』という『陸宣公全集』に対する注釈書が、何故十八世紀後半の尾張藩において出現したのか。近世中期の藩政改革は一般的に「名君賢宰型」の改革と呼ばれる⁽⁸⁶⁾。それは米沢藩の名君上杉鷹山・賢宰竹俣当綱と莅戸善政や、熊本藩の名君細川重賢・賢宰堀平太左衛門を代表とする。実際に米沢藩や熊本藩の改革を手本としつつ、尾張藩における名

君と賢宰が求められた時代、これこそが石川香山に『陸宣公全集』の注釈を書かせ、人見璣邑にその重要性和有用性を気付かせた最も大きな要因であつたといえよう。

第三章 藩政改革の理念と君主によるその受容

人見璣邑が陸贄を天下に志のある忠臣と評していることから、陸贄のあり方を土の理想像とし、『陸宣公全集』を臣下の必読書とする価値観が受容されたことは明白である。ただ、詳細は別稿で論じることになるが、中国南宋の事例に見るように、陸贄の奏議を君主に読ませるということは、多分に君主に対してその君主としての反省を強烈に迫ることを意味する。このような特徴のある書物が、君主たる藩主側に現実的に受け入れられる用意があつたのだろうか。

第一節 尾張藩主徳川宗睦の「名君」像

さて、先述したように、尾張藩主宗睦は藩政改革を主

導した名君として語られてきた。その明君としての宗睦の姿は、深田香実（名は正韶、字は子繩、通称は増蔵、一七七三〜一八五〇）の『稽徳編』に付された「稽徳編附録」に種々語られている。『稽徳編』は第十代藩主徳川斉朝（一七九九〜一八二七年）の侍読となつた香実が、藩主の手本となる家康や歴代藩主の言行をまとめたものである。「稽徳編附録」はまた『名公御言行草稿』ともいい、文字通り名公宗睦の顕彰すべき言行を香実が草して一冊としたものでもある⁽⁸⁷⁾。そもそも香実の伯父である深田厚齋が、藩主宗睦の侍臣、世子治休の侍臣兼伴読、また治興や治行の伴読を勤め、父の深田九臯も世子治休の奥番小納戸兼伴読、世子治興の庭足軽頭兼伴読を経、のち国奉行、書物奉行の諸職を歴任したのち、側用人に昇つたわけであるから、深田家は藩主や世子教育にあたるなど、常に彼らに近侍しており、「名公御言行」の情報に事欠かなかった。該書は、宗睦に関する明君録のひとつと考えていいだろう。なお、書かれたのは、香実の識にある天保六年（一八三五）正月までのことである。ちなみに、深田香実は石川香山の弟子でもある。

大国の君主として「御読書と武芸に御心を尽」した好

学の姿や「何事にてもキツチリ」とした性格であること、「何事によらず少しにても御不審に思召事八直に御尋」になつたこと、「常々人の迷惑難儀する事ハなるへきだけ省き故障なきやうに勤めさせよ」と「御通の仕方も心易く覚よく仕やすき様」と家臣に対する細々とした配慮、ある町人の訟事が長く未決であることを聞き、「訟事の決せざるハ必奸邪其中にあるものなり」と奉行を更迭し、御目付に処理させ、その英断によつて「其訟分明に決した」という洞察力と決断力、「少しも怒を遷」さず「旧悪を咎め」ず、「善を扶けて人を救」ひ、また罪人の刑罰をも軽くし、背中にむち打つことを止めて、尻を打つようにしたという寛刑の精神が挙げられ、そして、最後に「御生涯御国政に甚御心を用ひ」、「あまた御改革ありし中」でも、「御家中を世録になし給たりし事」が「誠に莫大の御功業、果敢決断の御勇氣」であり「有かたしとも猶ありかたき御仁徳なり」とある。

このように宗睦の名君たる所以が語られているのであるが、以下ではとりわけ強調された名君の姿を取りあげてみる。まず特に明和四年の洪水に際しては、朝の御膳をとらず、「此大水に民多く流失し老少魚鼈の腹に葬り、

生残し者も家を失ひ親族に離れ、さそ斗方にくれつらん。近くは裡門の下まで溢れ来たれば、歴々の土共も皆苦しまん。是しかしながら吾過を天のせめ給ふなりとの給ひて御涙を「流し、人見弥右衛門と水野千之右衛門らをして治水に当たらせ、これによって以後洪水の被害はなくなつたと、その「安民」の功績を特に称賛している。天明の飢饉に際しても、「甚御心を悩し」、水野らに「窮民の吟味を命じ」、「事急なるには直に米握飯拾の類、金銀錢みな其の軽重に随ひて賜はり町医師共を四方に分ちて病人を救はせ給ふ。かかりしかは両家をはしめ老衆及び其余の土までも各采地の民を慰み救う者多かりけり」と、自ら率先して民の救難を命じた。このような宗睦の仁徳の君主としての姿は、よく知られた『御冥加普請之記並図』⁽⁸⁵⁾に描かれた「明君様」の姿と重なり合う。そこには、天明三年秋の大雨に際し、「国内の災厄、寡人不徳の罪なりとて、大に歎」き、熱田神宮に「雨晴の祈誓」をかけた雨を止ませ、「神明の御徳によりて風雨のやみしは寔に難有御事ならずや、是則明君様下民を愛させ給ふ御仁徳による事なれば恐れながらも此御礼奉申上たし」と、民によって「明君様を神様と崇め奉」られた姿が語られて

いる。⁽⁸⁶⁾

次に明君宗睦を称揚する面として、「稽徳編附録」は「諫を入れ給ふ事誠にすみやか」なることを挙げている。そこにはいくつかの逸話を載せているが、ここでは人見璣邑による諫言を引用しておく。

璣邑翁御側に在られしが、申上らるるは、君は火燧に居給ふて寒氣御存あるまじ。彼等も私共も未明より起て沐浴して、寒風を衝て朝すれば、寒く存ずる也と申上らる。平生の直言すべて如此。

亥年水入の節（明和四年丁亥）、下々の難儀を御覧あるべしとて御すすめ申し、源明様御巡見被遊し時、よき場所に鳥の居たるを御覧じて、不図御弓を取寄せ、射にかからせ給ふ。人見弥右衛門進出て、今日は相成ませぬとて御留申上げければ、早引込給ひし御弓をさし置き給ひしとぞ。ケ様なる事は、今思ふより其場にさしかゝりては、申上げにくき事にして、又折角射留めんと思召して引込給ひしを、其儘にさし置き給ふハ、御供の衆への御見へもあしく、全体御内心にハ尤成りと思召せども、さし止みがたき人情なるに、直にやめ給ひしハ、君も君なり臣も臣な

り、君臣合体の時と八かゝる事をや申すなるべし。

深田翁話⁽⁹⁰⁾

明和四年の洪水については、『天保会記鈔本』に、「かゝる大水なれば、御国民も大かたならざる難渋なれば、君として民の艱難を知り給はざるは、下情に通じ給はざるの一端也」と、人見璣邑が宗睦に入水の村々への巡回を提案したとあり⁽⁹¹⁾、その時のエピソードであろう。

明君宗睦が諫言を受け入れる姿が描かれているとともに、璣邑が如何に直言・諫言の臣としてすばらしい賢宰であったのか、ということも同時に語られている。それは「君も君なり臣も臣なり、君臣合体の時とはかかる事をや申すなるべし」というところに集約されていようし、「稽徳編附録」で宗睦の納諫を称揚した同じ箇所でも「人見弥右衛門に八甚気をつかへとも、身に益を得たる事多しとの給ひし。彼太宗の魏徴に於るか如し」と、宗睦を唐太宗に、璣邑を魏徴になぞらえるところにも明らかであろう。

この璣邑の諫言を受け入れた明君像は宗睦のみについて語られたのではなく、孝世子（治休）、昭世子（治興）兄弟にも同様の話が残されている。

世子御在国の年、一日、諸士の武芸を見給ひしに、

頻りにねむらせ給ひける。御小納戸庵原新九郎守富、よりくくらみ奉りしかば、其時、手水に立たせて冷水をめされ、御面をあらハせられ、其後は眠り給はざりき。其諫を納め給ふ事、此類多しとぞ。⁽⁹²⁾

世子いとけなくおはせし時、或日、雪降りつもりたるに、近臣に仰せて、雪中を走らせ興じ給ひけるに、人見弥右衛門、君にもはしらせ給へ、と手を引き参らせ、二三度走らしめけるに、足ひへ給ふよしにて休ませらる。其時、弥右衛門申上げけるハ、貴きも賤しきもつめたきあしは一ツ也。然れば、か様の御慰み、向後思ひとまり給ふべし。と諫め奉りしに、其後すきと止み給ひしとぞ。⁽⁹³⁾

このように、宗睦のみならず、治休・治興兄弟も「諫を納め」た明君の素質ある世子として語られた⁽⁹⁴⁾。

さて、このような明君宗睦と賢臣璣邑とのエピソードは、天明寛政改革期特有の雰囲気として、後世までその美談が名古屋において語り継がれた。その伝承された物語を我々はここに見たのだが、『御冥加普請之記並図』が、「藩主の治世を謳歌し」た「御用書籍」⁽⁹⁵⁾であったように、

もちろんそれは虚構された美談や物語としてのの側面が強く、そのまま史実として受け入れることはできない。我々がここで行わなければならないのは、これらの物語が、史実か否かを判断したり、虚構の表皮を取り去り、史実を抽出するような作業ではない。ここで明らかとなるのは、「諫を入れること」「君臣合体」「下情を知る」など、人見璣邑・細井平洲・石川香山が君主に要請してきた仁徳を宗睦や治休・治興兄弟が体得していたと語られ、それが美談とされたということである。明君宗睦像は、璣邑・平洲・香山が要請した明君像そのものである。「吾過を天のせめ給ふなり」と涙を流し、「国内の災厄、寡人不徳の罪なり」と身を省み、賢臣の諫言を受け入れるという、徹底的に自己規律する君主こそが、「神様」として民に崇拜される、このような明君像が明君録「稽徳編附録」や『御冥加普請之記並図』にも描かれたということ、この明君像を宗睦ら領主層も同時に懐いていた、ということを意味するのである。

第二節 「自己規律」する君主たち

——水戸藩主徳川治保と尾張藩世子の治休・治興——

では、次に徹底的に自己規律する君主としての明君像を、どれほど領主層が自覚していたのかについて論じてみたい。そこで興味深いのが、次のエピソードである⁽⁹⁶⁾。

明和六年（一七六九）八月四日、婚礼を済ませた第六代水戸藩主徳川治保が、その挨拶のために尾張藩市買（市谷）藩邸を訪問した時のエピソードで、その場に居合わせた主要人物は、水戸藩主徳川治保（一七五一〜一八〇五、一九歳）、尾張藩世子徳川治休（一七五三〜一七七三、一七歳、宗睦長子）、治休の弟徳川治興（一七五六〜一七七六、一四歳、宗睦次男、治休の死後、世子となる）、人見璣邑（四一歳、御部屋御庭足軽頭御小納戸兼）、深田厚齋（治休の侍臣兼任読）である。藩主宗睦は在国のために当日は不在⁽⁹⁷⁾。尾張藩世子治休と水戸藩主徳川治保とは年齢も近く、いうまでもなく御三家の尾張藩と水戸藩との関係から、兄弟のように仲が良く、しばしば学談したという⁽⁹⁸⁾。その治保が次のように語った。

御咄の中に、徂徠学杯我等は嫌ひ、朱子学にてなれば政事実行の用に不立、異見之学も其理可有候得共、学問の根の居り候上は可然候、未熟のうちは疑惑出来候而不宜候、孟子の、君視臣如土芥、臣視君如寇讐といふ語などを、異見の学は孟子を非り候得共、孟子は人君を重く責申候而申たる事にて、如土芥とて、臣たる者の実に寇讐の如く存する事は無之候、人主の方の心得は、加様に存し畏れ候得ば、おのづから身の慎になり、臣を視る事子の如くに成申候、全体人君たる者はウカと心得候而は成不申、職分むつかしきものにて、大名はイヤナルモノに候、と御笑ひ被遊候

ここに分かるのは、水戸藩主徳川治保が徂徠学を嫌い、朱子学でなければ「政事実行の用」に立たぬと考えていたこと、そして君主は常に身を慎まなければならないと考えていたということである。孟子が「人君を重く責」めたことを君主として肯定的に受け止めており、「人君たる者はウカ」としてはいけけない者、常に緊張感を持つて身心を慎んでいることが重要である、という君主としての自覚と責任意識がそこにはある。「職分むつかしき

ものにて、大名はイヤナルモノに候」というのが、偽りなき治保の心情であつたのだろう。

続けて、磯呂が「古先王聖人之旨、勿論之事に御座候得共、近くは神祖之御言行を御規則に被遊候が肝要に御座候」と、君主の「御規則」について「西山様御言行」のことなどにも話が広がり「其余種々之御学問話」に話が及び、その後治保は、「打毬」を楽しんだり、晩飯に蕎麦を食べたりという時間を挟み、深田厚齋を召して『論語』学而篇「道千乗之国」章を講釈させ、『論語』中のことについて、いくつか質問をした。そして、

且中将様へ御咄に、人主は下情を知らねばならぬ事に候故、学問せねばならぬ事に候。扱仁と云もの肝要に候。家中を愛し領分の民を憐む、皆仁に在ること候。其余御咄共有之、五ツ比婦御被遊候。

という。つまり、水戸藩主治保が尾張藩世子治休に、君主としてのあるべき像（明君像）を教え諭したのである。この内容は、磯呂や平洲・香山⁹⁹によるものかと思われるほど、彼らが君主に要請したものと共通している。つまり、君主に徹底的な反省内省を要請するのは、臣による下からの要請のみに限られたものではなく、領主間にも

共有され、時に彼らの間で伝達された君主としての理念でもあったのである。

以上の逸話は、明和六年のことなので、石川香山が登用され、細井平洲が尾張に招聘されるよりずっと以前の話である。それだけ、尾張藩にはすでに香山や平洲の君臣論を受け入れるだけの土壌が形成されていたことを意味する。最後に、それを補強する逸話を一つ引用しておきたい。

昭世子（治興）、嗣君に立たせられし後、御好みにて御短冊の間とて、六畳と三畳と二間、御座所の西の方に御作事命ぜられぬ。御立戸等ハ貴賤をゑらみ給ハズ、詩歌書画の類ひを御張付になさせられ、自分道遙亭と号せられき。其故ハ、君臣の間ハ嚴重にして上下隔たりたるものなれば、此御間にてハ、我人同輩の御心にて親しく御物語をもなさせられ、下情をもしろしめされかしの思召にて、かく御作事命ぜられ給ひたりしとぞ。惜しいかな、全く成就したりし比は、最早御病にかゝらせられ、さのミ其御間にて会合もおハせずして、逝去し給ひしとぞや。⁽¹⁰⁰⁾

新世子治興は、君臣が「我人同輩の御心」で「親しく御

物語」し、「下情をもしろしめ」すために、詩歌書画の類を張付けた「自分道遙亭」と号する室を造った。注目すべきは、この「自分道遙亭」という文芸の空間においてのみ、日常において上下身分の懸隔した君臣関係は、その上下関係をリセットし、「我人同輩」の横の関係となる、という点にある。もちろん上下の関係を、この特異な空間においてのみ、横の関係にするというのは、「下情を知る」という目的のためである。この発想は、先述した石川香山の「下情ヲ尽シ知ラシメ」るために「太子ノ内ハ民間ニ置、民ト雜処セシメ」る考えや、細井平洲の考えと合致する。ただ、安永二年（一七七三）六月十四日の兄の治休（孝世子）の死去⁽¹⁰¹⁾にともない、治興が世子となるのは、翌三年（一七七四）四月十一日のこと⁽¹⁰²⁾で、継いで治興が亡くなるのが、同五年（一七七六）七月十日のことなので、⁽¹⁰³⁾このエピソードは、一七七四〜一七七六年のことであり、やはり香山や平洲の意見を受けて「自分道遙亭」を造ったのではない⁽¹⁰⁴⁾。逆に、これは彼らの君臣論が受け入れられる用意があつたことを表している。すなわち、それはこの逸話がちょうど香山が『釈義』を上梓したのと同時期の出来事であつたということからも、

君主としての反省を迫り、徹底的な自己規律を強く要請する『陸宣公全集』という書物を、尾張の「君主」―藩主側が受け入れ、利用する状況が整っていたことを意味する。この治興の発想と、『釈義』の出版は、やはり「名君賢宰型」の改革を模索していた尾張藩の政治的状況を背景にして生まれた同根の現象であったといえよう。

小結

ここまですでに長々と論じてきたので、最後に本論を要約しておきたい。すなわち第一章では、石川香山が『人主之職』で語った君主に対する理念と、『陸宣公全集』から読み取ることができ、基本的な一致しており、臣には当代の陸贄のような名臣たるべきことを期待し、君にはそれを「忠良之臣」の言葉として受け止め、名君たることを要請する、このような目的によって、香山は『釈義』を著した。そして、第二章では、人見璣邑と細井平洲の思想を取りあげ、「賢臣」からの諫言に耳を傾け、「君臣合体」して改革に当たる「名君」出現の期待や、一国の安危に責任を持つ改革主体の「賢臣」の養成を目

指す彼らの君臣論と、香山とのそれとが大筋で同じであることを確認し、人見璣邑が『釈義』出版の支援を行うなど、尾張の藩政改革を主導した彼らも香山の注釈を高く評価していたことを明らかにした。そして、第三章では、君主に対しその身の反省を迫り、自己規律することを要求する『陸宣公全集』が、当時の領主層にも問題なく受け入れられる用意があったことを論じた。これが、『釈義』が藩費補助を受け、またのち増補改訂を経て明倫堂版として大々的に出版されるにいたった理由である。

このように見るなら、石川香山の『釈義』や『全集註』は尾張藩の天明改革期の君臣論を象徴する書物であったということが出来る。

【注】

(1) 陸贄の奏議集は一般的に『陸宣公奏議』や『陸贄奏議』という書名で最もよく知られ、奏議に彼が草した詔令を加えて『陸宣公全集』や『陸贄集』とも呼ばれる。また詔令単行本を『翰苑集』などと呼ぶ。陸贄が後世に高い評価を受けたのは、奏議集『陸宣公奏議』であるが、石川香山が注釈を付けたのは詔令を含めた全集本であるた

め、本論では陸贄の著作を『陸宣公全集』と呼ぶこととする。『陸宣公全集』の書誌学的研究については、山城喜憲「陸宣公奏議諸本略解」（『斯道文庫論集』第十七輯、一九八〇年）を参照。

- (2) 『陸宣公全集』の注釈書に注目した研究として、谷口明夫「『陸宣公集』とその注解（上）（中）（下）」（『中国中世文学研究』第二五、二七、二八号、一九九四、五年）があり、また石川香山の事跡についても、谷口氏がすでにその概略を論じられている。同氏「石川香山事跡考」（『鹿兒島女子短期大学紀要』一九九〇年度版第二十五号、一九九〇年）。
- (3) 拙稿「石川香山『陸宣公全集積義』と十八世紀後半における名古屋の古代学」（『日本思想史学』第四十四号、二〇一二年）。
- (4) 王素点校『陸贄集』（北京、中華書局、二〇〇六年）。
- (5) 張佩芳「希音堂本張註序」（『陸贄集』所収、頁八三二～八三三）、「佩自受書、即嗜公集、十余年来、不自分其不類、爰拋新旧唐書、通典、通鑑考其世、以詳其時事、其故事古語、間引他書、第積事而不加義、倣李善註文選例也。」
- (6) 石川香山の注釈態度については、前掲注3、拙稿を参照。
- (7) 吉川幸次郎「学問のかたち」（『吉川幸次郎全集』第十七

- 卷、東京、筑摩書房、一九六九年）、頁二〇七。両者を比較した研究には、岡田武彦「戴震と日本古学派の思想」（『江戸期の儒学——朱王学の日本的展開』東京、木耳社、一九八四年）、余英時「戴東原与伊藤仁齋」（『論戴震与章学誠』北京、三聯書店、二〇〇〇年）などがある。
- (8) 金谷治「日本考証学派の成立——大田錦城を中心として——」（『源了圓編『江戸後期の比較文化研究』東京、ペリカン社、一九九〇年）。
- (9) 吉田篤志「近世後期の考証学」（大倉精神文化研究所編『近世の精神生活』東京、続群書類聚完成会、一九九六年）。
- (10) 夫馬進「一七六五年洪大容の燕行と一七六四年朝鮮通信使——両者が体験した中国・日本の「情」を中心に——」（『東洋史研究』第六十七卷第三号、二〇〇八年）。
- (11) 石川香山「唐陸宣公全集積義序」（『陸宣公全集積義』所収（京都大学付属図書館蔵、安永三刊本）、「……余読書至於魯男子学柳下惠、不納寡婦、与虞升卿法孫臧滅其竈、未嘗不廢書而嘆也。曰嗟乎、学者当如此。不然則人与骨皆朽、其所有者古人之糟粕耳。古昔聖人之王天下也、仰觀俯察、以立生民之道也。於是乎、三才之義始備焉。後聖相繼、鞭其後者、損益以從汗隆。其朽者雖異、其不朽者一也。……余結髮知読書、深慨學術陵遲、欲得古人捨

朽因不朽、見之事与言者、以開明大道之用也。乃自漢至唐、反復求之、或有行事而無立言、或有立言而無行事、事言両存者、唯陸宣公而已矣。……曰「吾上不負天子、下不負所学」、是所謂臨大節不可奪、君子人者也。天不欲亡斯文、貽公集以為経芸鼓吹也。而其全集吾土未梓、故欲同之膾炙、与共学捨朽因不朽之道也……」

(12) 寛政増補版の自序では「生民の道」を「贊化の道」に改めている。

(13) 石川香山『聖学随筆』巻上（『日本随筆全集』第八巻、東京、国民図書、一九二七年、頁五五七）でも、「王氏談録二経書八人ノ根本ヲ養イ、史書八人ノ才思ヲ開クトアリ。学問ハ経ヲ根トシ、通鑑・陸子奏議ノ如キ書ヲ枝葉ト作ベシ」とある。また、香山には史学全般を学問のなかでも特に重視する面があり、「五史要覽序」でも「学問之道、莫大於鑑古也。鑑古莫先於涉前史也。涉史莫要於達治乱存亡之所由也。治乱存亡之所由何也。所任之当否而已矣。」と述べている（蓬左文庫蔵『資治五史要覽』「五史要覽序」）。

(14) 石川香山「附贈正三位近衛中将楠公事」（『陸宣公全集註』所収）、「陸宣公終身所用力、不負所学者也。亦有同者、我楠公其人也。公之赴湊川也、遺書於長子正行、唯勉以勤学無怠、無一言及他也。正行善繼父之志以壯年辞国邑、

未幾起義兵而死之。唯存忠義之名、長与居諸争光。此所謂不負所学者非耶。余恒忻慕公之徳、恐其嘉言不顕、以不負跡有似、以其事附之、且以宣公集注一部、蔵公遺跡暨王山云。石川安貞謹題。」

(15) 石川香山『勤学俗訓』（京都大学附属図書館蔵、寛政十二年刊、大惣本）、「此書に勤学の字を冠むらせし事、贈正三位楠正成公の詞に取しなり。正成公は智仁勇の三徳を兼備へらるゝに庶幾して、実に百世人倫の師なり。」

(16) 『趨庭雜話』（名古屋市蓬左文庫編、名古屋叢書第二十四巻、名古屋市教育委員会、一九八一年、頁四一六）、「世子の御前にて、石川忠次（香山）論語を講ぜしに、回也其庶乎屢空の章に至つて、四書精義の意を述べて、顔子の才徳をもてかくまで空置に至れるは、畢竟、国君の不也。されバ、人の上たらん身は、かゝる賢君を困窮させざる様にしたまふべき事肝要なる、と申上げければ、いと御意に叶ひ、御気色もうるはしかりけるとぞ。」

(17) 石川香山『人主之職』一冊、蓬左文庫蔵、自筆本。

(18) 日本思想体系『近世政道論』（東京、岩波書店、一九七六年）、頁二二八。

(19) 石川香山『人主之職』、「君一人ニシテ、万民庶物ヲ治クト不能コへ、又天ヨリ衆ニスケレ候智徳ノ人ヲ生付大ニ勝レ候人ニハ大ナルコトヲ予ヘテ為シメ、小キ勝レ候人

二ハ小キコトヲ予ヘ為シメテ、君ヲ佐ケテ天下ノ事ヲ治ム、是ニヨイテ天に代リテ其及サル所ヲ輔^{タスケ}相、其過所ヲ裁^{ヘラシ}制テ、万民庶物ヲシテ各其所ヲ得モテ生々ヲ遂シム、是ヲ天地ノ化育ヲ贊ト云ナリ。」

(20) 石川香山『人主之職』、「天ヨリ知慧材徳アル人ヲ生スルハ、万民庶物ヲ治シムルガタメナリ。シカルニ天自挙用玉フコト不能ユヘ、人主ヲシテ天二代リテ挙用シム、然レハ人主ノ職ハ人ノ觀察ヲ以テ第一トシ、大ナル知徳ノ者ハ大ナルコトニ任シ、小ナル知徳ノ者ハ、小ナルコトニ任シ、ソレク、用ドコロニ当ンコトニ日夜御心ヲ尽サセ玉フベシ。サレハ書経ニモ無曠庶官、天工人其代之トノヘ玉ヘリ、凡諸臣ハ皆君ノ天職二代玉フヲタスクルモノナレハ、其器ナラヌモノヲ其職ニ置ケハ、其職ヲアケヲクト云モノナリ。……人ノ目利ユキト、キタルヲ以テ明主ト云ヒ、人ノ目利タカヘルヲモテ暗主ト云。」

(21) 石川香山『人主之職』、「サレハ士ト云名モ、士ハ事ナリトテ、国土万民ヲ治ムルスシミチヲ学ヒワキマヘ候テ、君ニ事ヘテ天ヨリ命シ玉ヘル一事ヲ行フト云ワケニテ付シ名ナリ。」

(22) 石川香山『人主之職』、「人主及人臣天二代レル職分ヲ行ヒ尽シ玉ヘルハ、古ノ聖主賢臣ナリ。今所伝聖賢ノ道ハ其ノナリヲ余ナク書記シテ、末代君臣ノ龜鑑ニ垂レ示シ

玉ヘルナリ。然レハ凡天二代レル職分ヲ治玉フ君天職ヲ行ニ志アル臣、一日モ聖賢ノ道ヲ忘放タセ玉フベカラズ。サレバ古ヨリ明主ノ国天下ヲ治玉フコト第一ニ学校ヲ取立人材ヲ成熟セシメテ挙用ヒ、天ヲ助ケテ万民庶物ヲシテ各其所ヲ得セシム。」

(23) また、『勤学俗訓』(京都大学付属図書館蔵)にも同様に、「古より世の乱の根は下の情塞りとどきがたき所より起る事を明に察し玉ひて、惟下の情とどこをる事なく通ぜしめん事のみをはかり玉ふ。」という。

(24) 『礼記』孔子問居、「孔子問居、子夏待。子夏曰、敢問詩云、凱弟君子、民之父母、何如斯可謂民之父母矣。孔子曰、夫民之父母乎、必達於礼樂之原、以致五至而行三無、以横於天下。四方有敗、必先知之。此之謂民之父母矣。」

(25) 『陸宣公全集積義』卷一「請遣使臣宣撫諸道遭水州鼎狀」、「昔子夏問於孔子曰、何如斯可謂人之父母、孔子対曰四方有敗、必先知之、斯可謂人之父母矣。蓋以君人之道、子育為心。雖深居九重、而慮周四表、雖恒処安樂、而憂及困窮。近取諸身、如一体之於四支、其疾病無不恤也。遠取諸物、如兩曜之於万類、其鑑照無不均也。故時有凶害、而人無流亡、恃天聰之必聞、知上沢之必至。是以有母之愛、有父之尊。古之聖王、能以天下為一家、中国為一人、用此術也。」

- (26) 『旧唐書』卷一三九「陸贄伝」、「八年四月、寶參得罪、以贄為中書侍郎、門下同平章事。贄久為邪黨所擠、困而得位、意在不負恩獎、悉心報國、以天下事為己任。」また、香山はこれを『陸宣公全集積義』（卷之八「請許台省長官拳薦屬吏狀」）で引用している。
- (27) 『陸宣公全集積義』卷之二「奉天論奏當今所切務狀」、「頃者窃聞輿議、頗究群情、四方則患於中外意乖、百辟又患於君臣道隔、郡国之志不達於朝廷、朝廷之誠不升於軒陛、上沢欠於下布、下情壅於上聞、事实不必知、知事不必実、上下否隔於其際。」
- (28) 石川香山「唐陸宣公全集積義序」（『陸宣公全集積義』所収）、「……而寒士不能償其所費、齋志擁膝者久矣。吾藩侍臣人見子魚・竹中華卿聞而憫之、与助成余志、促之上梓。」
- (29) 人見璣邑「書陸宣公全集積義後」（『陸宣公全集積義』所収）。
- (30) 細井平洲『櫻鳴館遺稿』卷之十一「復石川順夫」（東海市史編さん委員会編『東海市史』資料編第三卷、東海、東海市、一九七一年、頁五八六）、「固然亦因此概察高明學術、超拔群類、則金鏡・陸集等注、亦必有發蒙惑者、異日得說敬教、巨卿謂高明亦是千里之物、但為高堂之養、欣如屈驥足、至孝者天之所福、後來為師一邦、範式群英、誠所望乎高明、懋哉。」
- (31) 尾張藩の天明寛政の改革の概要については、『名古屋市史』政治編一、『新修名古屋市史』、また、所三男「藩政改革と明治維新（尾張藩）」（『社会経済史学』第二十二卷第五・六号、一九五七年）、熊田雅彦「尾張藩天明改革の理念について」（『愛知学院大学文学部紀要』第二〇号、一九九〇年）などを参照。
- (32) 『新修名古屋市史』第四卷（名古屋、名古屋市、一九九九年）、第一章第一節「宗春以後の政治状況」、頁六〜七。
- (33) 『新修名古屋市史』第四卷、第四章第一節「尾張平野と河川」、第二節「体制再建の努力」、頁二五五〜二八一。
- (34) 所付代官制度については、『名古屋市史』政治編一、第二期第二章第八節第二款「庶政の改革」（頁一七三〜一七七）に取り上げられている他、『新修名古屋市史』第一章第三節「農政改革と財政改革」が簡約にまとめている。また、尾張藩政改革に関する研究で触れられるほか、専論としては、高木備太郎「尾張藩天明改革と所付代官設置」（岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』大阪、清文堂出版、二〇〇一年）がある。
- (35) 『名古屋市史』学芸編、頁四九。
- (36) 小川和也『牧民の思想——江戸の治者意識』（東京、平凡社、二〇〇八年）、第五章「代官の政治——天明朝・『牧民忠告解』・尾張藩参政人見璣邑と大代官樋口好古」を

参照。

- (37) 人見璣邑には、墓碑「人見璣邑之墓」及び「人見府君紀徳碑」があるが、この内容も非常に簡略であり、その事跡の概要を知ることしかできない。『芳躅集』天（『名古屋叢書』第二十五巻）、頁二〇〇。
- (38) 堀川柳人『人見璣邑』（名古屋、安藤次郎、一九三九年）。
- (39) 岸野俊彦『幕藩制社会における国学』（東京、校倉書房、一九九八年）、第一章「徂徠学と宣長学の政治改革論の歴史的发展——尾張藩天明・寛政改革を中心に——」を参照。
- (40) 『名古屋市史』人物編一、頁二五一。
- (41) 『尾藩世記』九、（名古屋叢書三編第二巻）、頁四〇七。
- (42) 『尾藩世記』九、頁四〇七〜四〇八。
- (43) 『尾藩世記』九、頁四〇九。
- (44) 『律の滴 諸家雑談』、頁一三四。
- (45) 人見璣邑「人見弥右衛門上書」（日本思想体系『近世政道論』東京、岩波書店、一九七六年）、頁一七一。
- (46) 人見璣邑『康済録抄解』上（鶴舞中央図書館蔵）、「天下ノ君ト云トモ、賢人君子ヲ選ヒ挙テ、大臣重職ニ置キ玉ハンコト、五人十人ニ過マシ、君誠ニ斯民ニ心アラハ、誠意ヲ以人君ヲ登ケ庸ヒ玉フヘシ、サアラハ必賢臣仁人ヲ得玉フヘシ。聖主賢王ハ絶ル時アリトモ、下ニ賢明ノ人ナキト云世ハ、上古ヨリ今日ニ至テモナキコト也；……」
、「一二人ナリトモ、寡欲ニシテ遠キ慮アル君子ヲ挙テ、輔相トシ玉ヘハ、其一二人力又各一二二人ノ君子ヲ挙ルユヘ、次第二下ニ至ル程、人才多ナリ、大臣諸有司ソレゾレノ職ヲ得レハ、寒飢ノ民モナク、罪人モナキ也。其本ハ、人君一二人ノ君子ヲ挙テ用ヒ玉フヨリ出来ル功也……」。
- (47) 『人見泰文艸』巻五「柘植先生字君方説」、「嘗觀世之國君宰輔、浸揺太平之化、飽食暖衣、不修天職、奢靡之貴態、虐下之威權、吝嗇之節儉、至于風俗陵遲、民以瘁焉、則切齒平、憤激悲壯之嘆、勃勃然発、傍若無人、亦唯直道自立、恒之六十年、有方哉。」
- (48) 熊本藩宝暦の改革については、大江志乃夫「初期藩政改革の歴史的意義——熊本藩宝暦の改革について——」（『思想』三五六号、一九五四年）、吉村豊雄「藩政改革像の再構築——熊本藩宝暦改革を中心に——」（『歴史評論』（特集、藩政改革の思想）、第七一七号、二〇一〇年）を参照。
- (49) 前掲注48、吉村氏論文。
- (50) 人見璣邑『人見泰文艸』六「答小泉侯書」、「……尊岳公子及熊侯・米侯・白川世子等、是皆当世之雋傑、四方之瞻仰。」というように、細川重賢・上杉鷹山・松平定信

を特に「當世之雋傑、四方之瞻仰」、つまり明君の代表として認識していた。ただ、尊岳公子とは誰のことかについては未考。また、細川重賢の明君としての評判の伝播については、磯田道史「藩政改革の伝播——熊本藩宝暦改革と水戸藩寛政改革」（国際日本文化研究センター紀要『日本研究』第四〇号、二〇〇九年）参照。

(51) 高瀬代次郎氏によれば、人見璣邑が安永五年九月に庵原新九郎守高から借りて謄写した『上杉家政録』があり、そこに璣邑が書き込んだ感想があるという。筆者は、実物を見ることができなかったので、高瀬氏の引用されたものをそのまま引用しておく。『上杉家政録』中の執政竹俣当綱の言葉である。「一家の頭分たる其方如何心得違にて左様に申聞候哉。我等の恥と申すは群臣の上に立世祿の大臣とあがめられながら、一国の安危をも苦にせず、安樂として今日を渡こそ末代迄の恥辱と申すものなれ国の為に蓑笠を著し、鋤鎌を取事の恥にて不可有之、夫ゆゑに当時諸士の歴々御上の御為と存じ、大刀を取手に鋤鎌をさけ山野の泥によこす。是れ取りも直さず君の御為戦場に向ひ一命を投げ申候士の本心も見へ、是程見事成振舞可有之候哉。」この部分に璣邑の「此の一言にて賢大夫なることを知るべし、おもへばく恥しき事ながらずや」との書付があるという。高瀬氏は『上杉家政

録』の中でもこの部分が「最も璣邑の心を感動」させたといわれているように、璣邑は「一国の安危」に自覚と責任を持つ執政竹俣当綱の姿に執政大臣のあるべき姿をみたのである。高瀬代次郎『細井平洲』（名古屋、星野文星堂、一九一九年）、頁四〇一〜四〇二。

(52) 竹中彦左衛門『難波之塵』（『名古屋市史』政治編一、「史料」所収、頁五四七）。

(53) 人見璣邑「人見弥右衛門上書」、頁一七四〜一七五。

(54) 細井平洲の伝記および思想の概略については、前掲注51、高瀬代次郎著を参照。

(55) 他にも、紀伊藩徳川治貞、人吉藩相良長寛、郡山藩柳沢信鴻、松山藩久松定国、延岡藩内藤政陽父子、出石藩（藩老）仙石久賢などとも交流したという。前掲注51、高瀬著。辻本雅史『近世教育思想史の研究』（京都、思文閣出版、一九九〇年）、「第二章、折衷学の教育思想——細井平洲を中心に——」、頁八八。

(56) 前掲注55、辻本論文。

(57) 細井平洲『嚶鳴館遺草』巻之一「野芹」上、根本三個条（東海市史編さん委員会『東海市史』資料編第三巻、東海市、愛知県東海市、一九七九年）、頁一八九。なお、以下の細井平洲の史料はすべて、『東海市史』資料編第三巻からの引用である。「人君は」一国万民の天となら

せ給はねばならぬが人君の道にて御座候。夫人の父母と申ものは、とにかくにも子供等を不便に存候て、我身の飢凍え候苦しみより、まづ子供等の飢凍え申ことを歎き悲しみ申候か、人の天性にて御座候。然ば人君の上にて一國臣民を子と思召候時は、御一人のみ御安楽に被為居べき御心は無之筈に御座候。」

(58) 細井平洲『嚶鳴館遺草』卷之三「対人之問忠」、頁二一七。

(59) 細井平洲「細井甚三郎内考」、頁二九三〜二九四、「家國の大政に至り候ては、逆も君御一人にて被為行候儀にても無御座、貴賤親疎となく大勢の御役人を以、被為執行候儀に御座候……。」

(60) 細井平洲『嚶鳴館遺草』卷之二「政の大体」、頁二〇五。

(61) 細井平洲『嚶鳴館遺草』卷之二「教学」、頁二〇三〜二〇四。

(62) 細井平洲『嚶鳴館遺草』卷之四「管子牧民國字解」、頁二三八、「ヨキ政ヲセントテハ、徳アル人ヲ用フル外ナシ。徳アル人トハ仁心アル人ノコト也。仁心トハオトナシキ心也。オトナシキ心ト云ハ、爵位ノ尊ニモホコラズ、一身ノ安楽ヲネガハズ、我身一ツハ死シテモ生テモ君ノ為民ノ為ニナリテ、一人ノ身ヲ以テ、万人ヲ濟ハント思フ大器量ナル人ヲ云也。此徳アル人ニ尊爵ヲ与ヘ貴職ニ

ソナヘテ、下知指図ヲサスルコト也。但シカヤウノ人ハ沢山ニモナキモノナレバ、一人二人ニテモエラピアゲテ万事ヲ司トラスル時ハ、ソレヨリシテハヨキガヨキヲ見立テ、ヒキタテテヨキ人ノ埋レカクルコトナク、イツトナク諸方手ノ揃フコト也。……不徳ノ人云ハ不仁ナル人也。不仁ト云ハ、尊キ位ニ居レバ威勢権柄ニタカブリ、一身ノ榮花ヲノミ心ガケテ、君ノ為民ノ為ヲ思ハズ、人ハ倒レテモ己ヒトリハ立ツ心ニテ、手柄ヲ人ニサスルハ残念ニ思ヒ、我一人ノ功ヲ立ントノミ思ウテ、ナラヌコトモナルフリニテ、今日ヲヤリツクルモノ故ニ、タトヒ其人小才覚アリテ小リコウニ立廻ルト云トモ、只一人ギリノ知慮分別ニテ下に幾百人ノ忠臣謀士アリトイヘドモ一言モ出サズ一事モ行ハレズ、サレバ百官百司ヲ備ヘテモ、ヒトリモ同様ニテ、ハテハテハ民ニウトマレ、國ヲトリミダスコト古今一般也。」

(63) 細井平洲『嚶鳴館遺草』卷之五「つらつらぶみ」臣の卷、頁二六一。

(64) 細井平洲『嚶鳴館遺草』卷之三「対人之問忠」、頁二一七。

(65) 細井平洲『嚶鳴館遺草』卷之三「対人之問忠」、頁二一八。

(66) 細井平洲『嚶鳴館遺草』卷之五「つらつらぶみ」君の卷、

頁二五四、「先大きく申候はば、天地の妙用にても聖徳の天子を御雇ひ被成候て、陰陽造化の功を助けて御もらひ被成候。」

- (67) 細井平洲『嚶鳴館遺草』卷之五「つらつらぶみ」君の巻、頁二五四、「天子は諸侯を御雇ひ、四海を治め国主領主は家老諸役人を御雇ひ、領分の世話をさせられ、侍は鍵持仲間をやとひ、奉公の働を助けてもらひ申候。」

- (68) 細井平洲『嚶鳴館遺草』卷之五「つらつらぶみ」君の巻、頁二五四〜二五五、「人の心の歳は一身の主に候得共、手足を雇ひつかみさすり、あるきはこびも仕候。其手足も指計にては不参、中指小指の手伝ひを雇ひ不申候得ばなでさすりも叶ひ不申候。」

- (69) 細井平洲「細井甚三郎内考」、頁二九三〜二九五。

- (70) 細井平洲『嚶鳴館遺草』卷之五「つらつらぶみ」臣の巻、頁二六五。

- (71) 細井平洲『嚶鳴館遺草』卷之五「つらつらぶみ」君の巻、頁二五〇。

- (72) 細井平洲『嚶鳴館遺草』卷之五「つらつらぶみ」君の巻、頁二五二。

- (73) 細井平洲『嚶鳴館遺草』卷之二「上は民の表」、頁二〇一。

- (74) 細井平洲「細井甚三郎内考」、頁二九三。

- (75) 細井平洲「細井甚三郎内考」、頁二九五。

- (76) 細井平洲『嚶鳴館遺草』卷之二「上は民の表」、頁二〇一。

- (77) 細井平洲『嚶鳴館遺草』卷之五「つらつらぶみ」臣の巻、頁二六二、「一体の和を御志候はばまづ下諸役の人々へ心易く、物事御相談を御しかけ被成度候。相談と申時は貴賤上下の差別なく、人々了簡を申合候て、是非曲直無腹藏論判いたし候事に候。」

- (78) 細井平洲『嚶鳴館遺草』卷之五「つらつらぶみ」臣の巻、頁二六三。

- (79) 人見璣邑『陸宣公全集積義』附録「書陸宣公集積義後」、「経緯天下、錯綜人事、辞婉而正、義当而明。片言愛厥辟、隻字憂斯民、莫不曲尽事情、中於機會、其忠憤義烈之氣、切々乎奮起百世之下……。下焉者、知嘉其所好以事君、上焉者、能嘉其所好以臨民、功業之致、豈淺々乎、謂之陸家孝子可、抑謂之国家忠臣可。」「下焉」「上焉」は、『礼記』中庸を出典とし、それぞれ鄭玄の注に従つて「臣」「君」と訳した。またこの一文は『人見泰文艸』卷五にも収録されている。

- (80) 人見璣邑『人見泰文艸』卷五「与小泉侯書」、「向本藩処士石川安貞者、积陸宣公集上木、泰因岳某頁上一部、亦復謝一声己。泰也雖不似也、宗室列侯、納交通信数人焉。」

(81) 竹中彦左衛門「難波の塵」、頁五四七。

(82) 人見璣邑「書陸宣公集釈義後」。

人見璣邑『人見黍文帥』巻五「答順夫石川処士書」、「甚矣。夫順夫之好謙也。黍於陸集無功、然為有功。黍寧自欺乎。仮令有微功、鉛槧之末、所謂功狗也。与順夫率作興事、有始有卒、所謂功人也者。奚啻霄壤、韓彭之輩輪蕭相国久之。黍嘗題其書後曰、陸家孝子、国家忠臣。謂其文徳之繼、自中被外也。順夫之功不在陸子下哉。」この書簡は、出版助成の件で璣邑に感謝の書簡を送った香山に対する、璣邑からの返答であろう。

(84) 石川香山は朱子学者として徂徠学を嫌悪していたが、また人見璣邑も「凡テ山崎・浅見門流ノ学者ニハ箇様ノ固陋方多キゾ」（『人見黍随筆』巻之二）と、崎門派に対する学問的評価は著しく低い。

(85) わずかながらも、璣邑と香山との私的交流についても伺うことができる。たとえば、『人見黍詩稿』巻五「贈蕎粉于万松庵主人、是万松寺中之産」（鶴舞中央図書館蔵）に「万松寺裡自蕎花、却贈万松庵主家、憶昔同人乘月夕、菴前松樹影參差」とあり、その自注に「十七年前、与竹侍中・石順夫・浅元甫遇飲。菴主有烏麦麵之饗」とある。

(86) 大石学編『享保改革と社会変容』日本の時代史16（吉川弘文館、二〇〇三年）所収の、大石学「享保改革と社会

変容」、福田千鶴「近世中期の藩政」を参照。

(87) 『国書総目録』（岩波書店刊）のインターネット版「日本古典籍総合目録」では、「稽徳編附録」を宗睦小姓を勤めた舍人重巨の著作として著録されているが、嘉永二年二月三日の深田香実の識にもいうように、もともとは香実が「明公乃御言行見聞し奉りし事共を草して一冊」としたものである。その後、清原重巨にそれを見せたところ、「感歎して別に三冊を増補し、四巻となし、稽徳編附録と表題してかの家に蔵」した。しかしそれでは「かいやりすてんも、をしくて明公御言行草稿と題して家に」蔵しておくことにしたという。名古屋市蓬左文庫には、この香実自筆稿本の昭和十五年九月謄写本があり、書名は『明公御言行草稿』とされている。

(88) 『名古屋市史』政治編第一史料篇、頁五三八〜五四三。

(89) 御冥加普請については、前掲注31、熊田論文、『新修名古屋市史』、頁三四〜三六。

(90) 『袂草』巻之十七、（名古屋叢書第二十三巻）、頁二二一〜二二二。

(91) 『天保会記鈔本』巻二、（名古屋叢書第三編第十三巻）、頁一七一。

(92) 『趨庭雑話』、頁四〇七。

(93) 『趨庭雑話』、頁四〇九。

- (94) 『松涛棹筆』六（名古屋叢書三編第九卷）、頁三二一、「正韶曰、孝世子（治休）の御徳義ハ書籍ニても口碑にも遺りて、いとくありかたき事のみ多し。天性の御徳義もありしハいふもさら也。この頃、近侍の臣徳を殊に撰ハせ玉ひて、人見弥右衛門をはじめ名高き人をもて、日夜陪侍せしめ玉ひしときへハ、薫陶の一助もなからさらむやとおもふまゝを、こゝにもしるしそふるになむ。」
- (95) 市橋鐸『続未刊書目解説下——文学編・風俗編・隨筆編・雜纂編——』文化財叢書第六八号（名古屋、名古屋市教育委員会、一九七六年）、頁四十九。
- (96) 『天保会記鈔本』卷一、頁一一〇。
- (97) その文末に「名公御進退のなきは、在国し給ひし年なれば也」とある。『尾藩世記』九（頁四〇五）によれば、同年四月二十三日に江戸を出発して、五月三日に名古屋に到着。翌年三月十五日まで名古屋。
- (98) 『孝世子伝』（京都大学附属図書館蔵）。
- (99) この場に居合わせた深田厚斎は、石川香山の師匠であることも非常に興味深い。
- (100) 『趨庭雑話』、頁四一四。
- (101) 『尾藩世記』九、頁四〇七、「六月十四日、世子、薨す。……時、年二十一。建中寺に葬る。」
- (102) 『尾藩世記』九に、「四月十一日、睦篤主を世子とす。時

二、大樹、諱を賜ひ、治興と改めらる」とあり、その直前に「三年三月十一日、名古屋を発し、江戸二下らる」とあるから、世子として正式に発表されたのは、江戸に戻つてからのことである。

- (103) 『尾藩世記』九、「七月十日、世子、薨す。年二十一。」
- (104) また、治興は徂徠学を好み、徂徠学に近い磯邑の教えを受けたので、荻生徂徠『政談』にある「養老宴」や「布衣の交」からの影響も考えられる。「養老宴」は「六、七十歳已上」の「御旗本の隠居・儒者・医者・出家・町人・百姓」の内から人選して、二の丸などで一月に一兩度、料理や餅・酒・菓子などを出し、一兩人を亭主にして「御城下の事をも、遠国の事をも、埒もなく、益体もなきことを咄させて」、下情を知る、というものであり、「布衣の交」とは、君主が徳ある者と、君臣關係を越えた朋友の交わりをすることである。荻生徂徠『政談』（頁三三七〜三三九）を参照。